

Disclosure

ディスクロージャー

2013

— JA理解が深まることを願って —



はじめに

J A堺市は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当組合に対するご理解を一層深めていただくために、当組合の主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のみなさまのためにわかりやすくまとめた「ディスクロージャー2013」を作成いたしました。

みなさまが当組合の事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成25年7月 堺市農業協同組合

J Aのプロフィール

※平成25年3月31日現在

◇設立	昭和44年3月	◇組合員数	24,303人	◇支所	21カ所
◇本所所在地	堺市西区上野芝町2丁	◇役員数	31人	◇営農センター	1カ所
◇出資金	11億円	◇職員数	340人	◇農産物直売所	1カ所
◇総資産	4,056億円			◇生活センター	1カ所
◇単体自己資本比率	17.30%				

Disclosure もくじ

ごあいさつ..... 1

【事業活動の案内】

1. 経営理念..... 2
2. 経営方針..... 2
3. 経営管理体制..... 2
4. 農業振興活動..... 2
5. 地域貢献情報等..... 3
6. 地域密着型金融への取り組み..... 4
7. 事業の概況..... 5
8. 事業活動のトピックス..... 7
9. リスク管理の状況..... 9
10. 主な事業の内容..... 18

【経営資料】

- I. 決算の状況..... 28
- II. 損益の状況..... 42
- III. 事業の概要..... 44
- IV. 経営指標..... 53
- V. パーゼルⅡ 第3の柱に基づく開示
 《定性的な開示事項》..... 54
 《定量的な開示事項》..... 57

【J Aの概要】

1. 機構図..... 62
 2. 役員一覧..... 63
 3. 組合員数..... 63
 4. 組合員組織の状況..... 63
 5. 特定信用事業代理業者の状況..... 63
 6. 地区一覧..... 64
 7. 店舗一覧..... 65
 8. 沿革・あゆみ..... 66
- 開示項目一覧..... 68

●ディスクロージャーとは

ディスクロージャー (Disclosure) とは、通常、「情報開示」を意味し、国や行政が文書を一般の市民に公表する事や、企業が株主や利害関係者のために、財務情報や企業活動の情報を公開することをいいます。

J Aにおいても、信用事業の業務範囲の拡大にとともに、経営情報の開示を通じて経営の透明性を高める観点等から、信用事業を行うJ Aについてのディスクロージャーが農業協同組合法 (第54条の3) により求められています。

J Aが一般の金融機関と大きく異なっている点は、信用事業のほかに共済・購買・販売等といった各事業が、相互補完的に結合した複合的な事業体であるということです。

そして一番大きな違い、それはJ Aが組合員により組織され、組合員が運営し、組合員が利用する非営利・協同組合組織であるということです。すなわち、一般の金融機関であれば、いかに利益を上げて高い株式配当につとめるかが最も重要視されるわけですが、J Aにおいては、いかに組合員利用者の方々へ貢献するかが大切で、それがJ A設立の目的でもあります。

そこには、経営効率の指標では計れない様々な事業、例えば指導事業や利用事業等、またそれらにとともなう共同利用施設・設備等の設置など、営利法人には見られないJ Aの特徴的な事業・経営があります。

事業内容に違いがあっても、みなさまの大切な財産をお預かりしている以上、また、協同組合組織として当然のこととして健全で安定した経営に心がけるとともに経営内容を公開し、組合員等利用者・地域住民のみなさまの信頼を得ることが重要だと考えております。

※1. 本冊子は農協法第54条の3第1項に基づき作成したディスクロージャー資料です。

※2. 計数は、原則として単位未満を切り捨てて表示しています。

ごあいさつ

堺市農業協同組合
代表理事組合長

土山和英



組合員・利用者みなさまには、平素よりJA堺市に温かいご支援、ご愛顧をいただきまして、誠にありがとうございます。

わが国経済については、国内需要の堅調さと海外経済の持ち直しを背景に、緩やかに回復していくと思われまふ。しかし、新興国経済の動向や米国経済の回復ペースなど、日本経済を巡る不確実性を払拭しきれない状況はつづいています。

農業をめぐる情勢については、政府はTPP（環太平洋連携協定）交渉参加に向けた動きを加速させる一方、規制緩和による農家の規模拡大や企業参入等により、国内農業の強化策に取り組もうとしています。JAにおいても、高齢化や担い手不足による農地減少が進む中、多様化する組合員ニーズに対応できる組合員・利用者目線に立った事業展開が求められています。

JAは、地域社会から生まれ、生命産業である農業を守っています。府内JAグループでは、昨年の第26回JA全国大会ならびに第22回JA大阪府大会において今後3年間に取り組む基本方針として「次代へつなぐ協同」をスローガンに、「持続可能な都市農業の振興」、「豊かで暮らしやすい地域社会の実現」、「協同組合としての役割発揮」を目指しJA活動を実践していくことを決議しました。

これらを踏まえ、JA堺市の経営理念である「食」・「農」・「緑」を守り、次世代へ引き継ぐとともに、JAの総合性を一層発揮することにより豊かで暮らしやすい地域社会の実現を目指すため、「未来を育む協同活動」を基本方針に「第11次中期経営計画」を策定しました。今後も「消費者との連携による都市農業の振興と地域社会づくり」を基本方針とした「第6次地域農業振興計画」とともに、着実に実践していくことで地域社会に貢献できる組織づくりに取り組んでいきます。

本誌『ディスクロージャー2013』は、JA堺市の取り組みや経営内容を正しくご理解いただき、当組合への信頼度が一層深まることを願って作成しました。JAの特徴といえます信用・共済・購買など総合事業の活動案内に加え、経営資料として近年の業績やリスク管理の状況等を説明しています。是非ご一読いただき、みなさまと当組合とのつながりが、より強固なものとなることを願っています。

今後とも、みなさまには一層のご支援、ご協力をいただけますよう、心からお願い申し上げます。

平成25年7月

事業活動の案内

1 経営理念

- J A堺市は、農業振興を通じて、「食」・「農」・「緑」を守り、かけがえのない自然を次世代に引き継ぎます。
- J A堺市は、地域のみなさまとともに生き、地域のみなさまとの共感の中で、心ふれあう地域づくりに取り組みます。
- J A堺市は、高い倫理観と責任感を持ち、地域社会に貢献できる事業と組織づくりに取り組みます。

2 経営方針

基本方針

『未来を育む協同活動』

J Aの総合性を一層発揮することで、次世代と手を取り合って都市農業の振興をはかるとともに、豊かで暮らしやすい地域社会の実現に取り組みます。

基本目標

1. 持続可能な都市農業の振興

農空間の保全・活用と新鮮で安全・安心な農産物を持続的・安定的に供給できる地域農業を支え、農家所得の向上をはかることで、新たな担い手づくりと都市農地の多面的機能の発揮により、次世代につなぐ都市農業の振興をはかります。

2. 「食」と「農」を通じた地域との共生による豊かで暮らしやすい地域社会の実現

協同の力を発揮し、J Aの総合性を活かした事業展開による組合員・利用者満足度の向上をはかり、地域振興に貢献するとともに、「食」と「農」を通じた地域との共生による豊かで暮らしやすい地域社会の実現を目指します。

3. 経営基盤の強化と組織基盤の拡充

次世代へつなぐ組合員基盤強化のため、協同活動に係る広報活動の展開や、魅力的な商品・サービス等の企画・開発・提案等を行うことで、地域に即したJ A経営戦略を確立するとともに、経営管理の高度化をすすめ、健全性の向上と効率経営による適正利益を確保します。

3 経営管理体制

◇経営執行体制

当組合は農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が、組合の業務執行を決定するとともに、理事の職務執行の監督を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、生産者組織や女性会などから理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事および員外監事を設置し、経営管理の強化をはかっています。

4 農業振興活動

営農センターおよびハーベストの丘農産物直売所「またきて菜」を拠点として、消費者との連携による都市農業の振興と地域社会づくりを基本方針とし、地域農業の持続的発展と消費者の求める新鮮で安全・安心な農産物の提供をはかるため、今後も平成22年度に策定した『第6次地域農業振興計画』を実践していきます。

■第6次地域農業振興計画（実践年度 平成22年度～平成26年度）

基本方針

『消費者との連携による都市農業の振興と地域社会づくり』

基本目標

- I. 水田等を中心とした地域農業の振興と多様な担い手の育成
- II. 地場産農産物のブランド化による所得の向上
- III. 購買・販売事業と連携した営農指導の強化
- IV. 農と市民の交流、共生
- V. 農家生活を支援する相談活動
- VI. 心を豊かにする生活文化活動

主な取り組み

- ◇営農センターに営農経済渉外担当者6名を配置して安全・安心な農産物の生産指導を実施
- ◇大阪エコ農産物認証制度に基づく堺ブランド農産物『泉州さかい育ち』の生産推進と販路拡大
- ◇「定年帰農者等登録制度」や「新規就農者育成支援資金」の制定など農業の担い手確保・育成支援
- ◇「ハーベストの丘農産物直売所」を堺市の指定管理者として運営
- ◇毎年11月23日に堺市・堺市農業委員会と共催により「堺市農業祭」を開催
- ◇学校給食および「ハーベストの丘農産物直売所」に出荷する全農産物の生産履歴記帳制度を実施
- ◇堺ブランド農産物『泉州さかい育ち』生産履歴情報をホームページ上に公開
- ◇観光農業振興会を通じたJA市民農園（170a）や体験農園（6カ所）による農業交流活動
- ◇学校給食への地場産米・タマネギの提供

5 地域貢献情報等

(1) 全般に関する事項

当組合は、堺市（美原区の一部を除く）を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（互いに助け合い、互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化等に資する地域金融機関です。

また、当組合の総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域に根ざした協同組合としての社会的責任や公共的使命のもと、健康で豊かな地域社会の実現に向けて、地域住民の暮らしや文化活動に貢献する取り組みを行っています。

(2) 地域からの資金調達状況

当組合の平成25年3月末の貯金残高は、384,188百万円で、組合員・利用者みなさまの計画的な資産づくりをお手伝いするため、目的や期間に応じた各種貯金の取り扱いをしています（商品一覧は20ページをご覧ください）。

(3) 地域への資金供給状況

当組合の平成25年3月末の貸出金残高は、49,502百万円で、その大半が組合員みなさまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としています。当組合では資金を必要とする組合員みなさまや、地方公共団体などにご利用いただいています（商品一覧は21ページをご覧ください）。

なお、融資残高の内訳および制度融資の概要は以下のとおりです。

【融資残高の内訳】

（単位：千円）

貸出先別		貸出残高
組	合 員	33,017,684
員	地 方 公 共 団 体	11,538,160
	地 方 公 社 等	—
	金 融 機 関	4,600,000
	そ の 他 員 外	346,336
外	計	16,484,496
合	計	49,502,181

（注）地方公社等とは、農業協同組合法第10条第20項第1号および第2号の規定によるいわゆる過半出資非営利法人、産業基盤整備関連法人および生活環境整備関連法人をいいます。

【制度融資の概要】

（平成25年3月31日現在）

制度資金名	内 容	件数
大阪府農業近代化資金	農業経営改善に必要な農業関係施設等の整備拡充を目的とする。	2
大阪府特定賃貸住宅建築資金	一定水準以上の優良賃貸住宅の供給促進を目的とする（現在は堺市が同制度に対応）。	1

（注）上記の制度資金は基準日現在で当組合において貸出残高のあるものを記載しています。

事業活動の案内

(4) 文化的・社会的貢献に関する事項

<主なもの>

- 食農教育教材を堺市教育委員会を通じて市内全小学校（100校）に寄贈
 - ・ J A堺市オリジナル農業啓発小冊子『わたしたちの農業』（小学3年生を対象）
 - 食農教育DVD『しっとく なっとく 堺のみどり』（小学低学年を対象）
 - ・ J Aバンク食農教育応援事業製作の教材本『農業とわたしたちの暮らし』（小学5年生を対象）
- 市内全小学校（100校）にJ Aグループの子供雑誌『ちゃぐりん』を毎月贈呈
- 『堺市小学生夏休み児童作品コンクール』（後援：堺市、堺市教育委員会）を毎年開催
- 「こども110番」への参加（全店舗・公用車・バイクへのステッカー貼付）
- 地域ごとの総合健康診断を毎年実施
- 税理士による無料税務相談会の実施（本所にて毎月3～4回火曜日）
- 弁護士による無料法律相談会の実施（本所にて毎月第1・3木曜日および第4土曜日（一部月を除く））
- 社会保険労務士による無料年金相談会の実施（3支所ごとにて毎月第2土曜日および本所にて第3水曜日（一部月を除く））
- 各支所年金友の会によるレクリエーション活動や同連絡協議会主催の講演会を毎年開催
平成24年度講師 西川 ヘレン氏 演題「大家族 支え愛、見守り愛、励まし愛」
- 各支所に資産管理研究会を設置するとともに同連絡協議会で情報誌『みのり』の定期発行と講演会を毎年開催
平成24年度講師 J Aバンク大阪中之島倶楽部 財務コンサルタント 岩崎 健二郎氏 演題「遺言は遺す家族への愛～相続・遺言の基礎と事例～」
- 組合員に広報誌『CROP（くらっぷ）』を毎月郵送し、農業関連や生活関連情報を提供
- インターネット上の「J A堺市ホームページ」による食農教育コーナーの開設や各種情報の受発信
- 本・支所窓口に通訳器・筆談器を設置
- 東日本大震災復興支援義援金寄付を目的とした定期貯金『袖祈』の取り扱い

6 地域密着型金融への取り組み

(1) 農業者等の経営支援に関する取り組み方針

J A堺市は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「最も重要な役割のひとつ」として位置づけ、お客さまからのお借入れ条件の変更等のご相談やお申込みには柔軟に対応し、また、お客さまからの経営相談には積極的かつきめ細かく対応して、お客さまの経営改善への取り組みをご支援できるようつとめてきました。

「中小企業金融円滑化法」は平成25年3月末に期限を迎えましたが、引き続きこれまでと同様に真摯かつ丁寧に対応していきます。

(2) 農業者の経営支援に関する体制整備

営農センターならびに本支所において5人がJ Aバンク農業金融プランナーとして配属されており組合員が農業融資を含めた農業経営全般に対する相談ができる体制となっています。

(3) 農山漁村等地域活性化のための融資を始めとする支援

認定農業者・担い手農業者および大阪工コ農産物認証者等正組合員が農業に必要な資金を、中長期かつ低利で融資し、農業の振興に資することを目的とする農業振興資金や、新規就農者や経験の浅い担い手を対象に、農業経営の安定に向けた資金需要に応えることにより、主体的な経営努力を助長し、地域農業を担う農業者の育成・確保をはかることを目的とする新規就農者育成支援資金等を取り扱っています。

(4) ライフサイクルに応じた担い手支援

行政と連携し、準農家制度として農産物の販売意欲や一定水準の農業技術がある方を「準農家候補者」として登録し、これまで農業者の方々しか借りることができなかった小規模な農地を紹介しています。また、栽培技術や出荷方法、地域慣行ルール等に関することについて、助言等の支援を地域の農家と連携して行っています。

(5) 農山漁村等地域の情報蓄積を活用した持続可能な農山漁村等地域への貢献

堺市が策定した農業施策の基本的方向性を示す「堺市農業振興ビジョン」と連動し5年を周期に地域農業振興計画を策定し都市農業に即した施策を提示し農業振興に取り組んでいます。また、行政ならびに関連機関と連携した堺市農業者育成支援会議を通じた担い手への支援事業（直売所向け新品目試験栽培、認定農業者研修会等）や補助事業による担い手農家、新規就農者支援を行っています。

7 事業の概況

経営環境

わが国の経済は、海外経済を巡る不確実性により景気を下押しするリスクを抱えていますが、今後、国内において金融緩和強化によるデフレ脱却に向けた期待感が高まるなか、消費税増税に伴う駆け込み需要や雇用不安脱却への税制改正等の効果により、復興需要に下支えされ緩やかに回復すると思われれます。

農業を取り巻く環境は、日本農業を揺るがすTPP（環太平洋連携協定）問題をはじめ、農家戸数の低下や高齢化、担い手不足等の厳しい状況下に加え、食料自給率の向上や「食」の安全・安心に対する消費者ニーズへの対応等課題が山積みとなっています。

このような情勢のもと、JAグループ大阪では、昨年10月の第26回JA全国大会を基に、12月に第22回JA大阪府大会を開催し、10年後に目指す姿を目標に、今後3カ年に取り組むべきJA活動の基本方針として『「次代へつなぐ協同」～協同組合の力で大阪農業の振興と地域を豊かに～』を採択しました。

これに基づき、JA堺市は、『第11次中期経営計画』を策定し、今年度は実践初年度として基本方針『未来を育む協同活動』を柱に、第6次地域農業振興計画の着実な実践と、協同組合の持つ総合事業体としての強みを生かし、組合員や地域住民とのつながりを強めるため、事業や活動の核に「支所」を位置づけ本所・各部門との連携をとり、組合員満足度の向上と地域社会づくりに貢献します。

また、組織基盤をより強固なものとするため、着実な事業伸張と効率的かつ健全な経営の下、組合員間の協同の意義を浸透させるとともに、コンプライアンスに基づいた高い倫理観と責任感を持ち、地域に根ざした取り組みとして「心ふれあう地域社会づくり」に貢献できる組織を目指します。

指導事業

〔営農指導〕

営農経済渉外担当者（TAC）による定期巡回により、出荷品目の選定相談や栽培指導を行うとともに、生産履歴記帳を徹底して安全・安心な堺産農産物を消費者にアピールしました。また、直売所出荷者の裾野を広げて、数量・品揃えを豊富にするため、新規出荷者獲得推進を行い、新たな品目の種子・生産資材およびイチジクの苗木を出荷者に提供しました。

定年帰農者等登録制度や地産地消に貢献できる農業者等に対する大阪版認定農業者制度への認定誘導をはじめ、多様な農業の担い手確保と育成・支援や遊休農地の解消につとめました。また、普及指導員の資格取得による担当者の資質向上をはかるとともに、水稲農家や直売所出荷者等を対象とした各種講習会を開催し、農業の適正使用や生産履歴記帳の指導強化により、大阪エコ農産物「泉州さかい育ち」や堺産農産物「堺のめぐみ」のブランド力向上と消費者が求める新鮮で安全・安心な農産物の生産と地産地消の推進につとめました。

〔農政活動〕

政府がTPP（環太平洋連携協定）への交渉参加表明をするなか、JAグループによる連携のもと、断固反対の姿勢をとりました。一方、行政と連携し「農業者戸別所得補償制度」の円滑な遂行等、地域の特性を活かした水田農業の確立に取り組んだ結果、生産調整目標を達成することができました。

また、農業者と地域住民の交流を深めるため、市民農園・体験農園の運営や第37回堺市農業祭（11月23日大仙公園にて来場者約3万1,000人）を開催するとともに、市内小学校へ食農教育DVDをはじめ教材本の贈呈等、地域農業振興活動に取り組みました。

〔相談活動〕

資産管理活動では、組合員の資産保全と都市的有効利用活動支援のため、行政と連携し、農と住の調和したまちづくりを推進しました。また、資産管理連絡協議会主催の講演会開催や情報誌「みのり」の発行により、組合員の資産管理ニーズに対応した情報提供につとめました。

相談活動では、税務相談をはじめ相続対策等の「組合員に対する相談と提案」ができる職員の育成とレベルアップを目指した各種研修会を実施するとともに、顧問税理士・弁護士による個別相談の継続実施により組合員との相談業務の強化をはかりました。

生活文化活動では、組合員・地域住民がゆとりと安心してくらす生活・地域社会づくりを目指し、組合員健康診断や年金友の会連絡協議会講演会を実施しました。

女性会活動では、女性会組織の強化・活性化をはかるとともに、農産加工技術の承継と料理講習会等の開催による「地産地消」・「食農教育」の普及推進につとめました。

購買・販売事業

購買店舗・購買倉庫を供給拠点に営農経済渉外担当者（TAC）を中心とした指導購買の強化をはかるとともに、農繁期休日対応ならびに年3回の特別供給日の設定等、組合員・利用者の利便性向上につとめました。

また、「感謝と絆」をテーマに開催したJAスプリングフェアでは、2日間で2,670人の来場者を迎え、夏の農機具展示会では農業機械安全運転講習会を開催するなど組合員との交流を深める場となりました。

販売事業では、学校給食米の供給量確保のため、買取価格の増額等、独自の出荷対策を実施するとともに、地産地消の拠点としてハーベストの丘農産物直売所「またきて菜」において、ジュニア野菜ソムリエによる堺産農産物「堺のめぐみ」を使用した試食会を毎月開催するなど、大阪エコ農産物「泉州さかい育ち」も含めた地場産農産物のPRや「創業祭」、「堺にぎわい物産市」等のイベント開催による集客増強をはかるとともに、消費者に出荷者の顔が見える新鮮で安全・安心な農産物の販売促進につとめました。

【事業実績】

購買品供給高	584,742千円
販売品取扱高	447,037千円

事業活動の案内

信用事業

地域に密着したJAの利便性と、JAバンクシステムによる高度な金融機能サービスの提供をはかるとともに、コンプライアンスを順守した業務遂行につとめました。

また、個人貯金増強を柱とした顧客基盤の安定・確保に向け、組合員・利用者の取引メイン化の推進や新規顧客獲得等を重点とした事業推進体制の強化をはかりました。

貸出金では、住宅着工件数の減少等、厳しい推進環境のなか、住宅ローンを中心に本・支所一体となった推進活動を展開しました。

【事業実績】

貯金残高	384,188,187千円
貸出金残高	49,502,181千円

共済事業

組合員・利用者とその次世代層とのつながりを強化し、多様化するニーズに対応したサービス提供力・推進力の向上を目的に「3Q（サンキュー）訪問活動」や新規取引先拡大への取り組み等、提案型普及推進活動の実践により、「ひと・いえ・くるま」の生活総合保障の提供につとめました。

また、契約者保護と保有契約の健全性を確保するために、契約内容の自主点検を実施するとともに、契約の引受・審査処理の効率化と支払査定業務の迅速化をはかるなど、事故処理体制・事務処理の充実により組合員・利用者満足度の向上につとめました。

【事業実績】

長期共済	
保有高	652,501,444千円
新契約純増額	55,450,798千円
年金共済	
保有高	6,363,194千円
新契約純増額	548,335千円
火災共済	新契約件数 1,651件
自動車共済	新契約件数 6,795件
傷害共済	新契約件数 2,088件
個人賠償共済	新契約件数 411件
自賠償共済	新契約件数 2,360件

管理関係

組合員・利用者から一層の安心と信頼を確保し、経営の透明性・健全性の向上をはかるため、コンプライアンス体制や内部監査体制の充実につとめ、財務報告の信頼性確保に向けた内部統制システムの強化に取り組みました。

また、組織の活性化と経営基盤の強化をはかるため、組合員加入促進に取り組むとともに、内部留保による自己資本の充実につとめた結果、24年度末の自己資本比率は17.30%と高水準を維持することができました。

施設管理面では、昨年10月に西陶器支所新事務所の新築工事を着工し、7月竣工を予定しています。

損益の状況

経常利益・税引前当期利益・当期剰余金は前年に比べ増加しました。信連に対する利用率向上や睡眠貯金口座の雑益編入による信用事業総利益の増加、共済事業における保有高伸張、購買・販売事業拡大による事業利益拡大によるものです。

【実績】

経常利益	755,393千円
税引前当期利益	721,699千円
当期剰余金	519,053千円

資金調達等の状況

1. 資金調達
とくに記載すべき重要な事項はありません。
2. 設備等への投資
西陶器支所事務所の建て替え（建設中）

組合が対処すべき課題

1. 地場産農産物のブランド化と販路拡大による農家所得の向上
 - ・ハーベストの丘農産物直売所出荷登録者の増強
 - ・多様な農業の担い手づくりに対する啓発と取り組み
 - ・堺産農産物「堺のめぐみ」のブランド力強化
 - ・環境保全型農業の推進
2. 農を中心とした地域貢献
 - ・生産者と消費者の連携による地産地消運動の拡充
 - ・食農教育への取り組み強化
 - ・農地の多面的機能の発揮
 - ・相続税納税猶予制度適用農地の適正利用と管理による不耕作農地の解消
3. 安定した経営基盤の確立
 - ・安定取引先の組合員加入推進
 - ・適正利益確保による内部留保の充実
 - ・ALM・リスク管理委員会の充実
4. 内部統制の強化
 - ・内部統制システムの充実
 - ・総体的リスク管理体制の確立

8 事業活動のトピックス

4月

Apr.

- 2～7/6 組合員健康診断（延べ29日間で956人受診）
- 14 住宅ローン相談会（全支所）
- 14 年金相談会（中央・八田荘・西陶器・登美丘）
- 21・22 スプリングフェア（来場者2,670人）



- 27・28 第17回JA石材大商談会（府下8JAが共催、来場者47人）

5月

May

- 1～28 水稲は種・育苗作業（52,680枚）
- 1～6/30 農繁期対応（土・日曜日営業）
- 12 T P P参加反対大阪決起集会
- 12 住宅ローン相談会（全支所）
- 12・16 年金相談会（五箇荘・久世・鳳・本所）
- 14 野菜振興会総代会（41人出席）
- 14～16 JA全国監査機構大阪府監査部期末監査
- 15 観光農業振興会総会（16人出席）
- 16～10/31 夏のエコスタイルキャンペーン実施
- 18 果樹振興会総会（24人出席）
- 22 第43回女性会通常総代会（118人出席）
- 22 4 Hクラブ総会（21人出席）
- 23 農作業受託協議会総会（9人出席）
- 24 緑花振興会総会（17人出席）
- 24・25 監事監査（平成23年度決算監査）

6月

Jun.

- 1～7/31 JAバンクサマーキャンペーン（21億円挙績）
- 1～8/31 懸賞金付東日本大震災復興支援定期貯金「紬祈」取扱（39億円挙績）
- 3～18 請負田植え（19ha）
- 9 住宅ローン相談会（全支所）
- 9 年金相談会（中部南・深井・北八下・美木多）
- 11～18 支所別決算説明会（1,451人出席）
- 15 女性会リーダー研修会（157人参加）
- 20 第43回通常総代会（492人出席）



- 21 大阪エコ農産物認証制度説明会
- 21～26 大阪エコ農産物認証制度申請受付
- 23・24 収穫祭（ハーベストの丘農産物直売所「またきて菜」）
- 29・30 水稲栽培講習会（23人参加）

7月

Jul.

- 4・5 女性会会員の集い（315人参加、三重県方面）
- 12 観光農業振興会視察研修会（14人参加、兵庫県方面）
- 14 住宅ローン相談会（全支所）
- 14・18 年金相談会（百舌鳥・南八下・福泉・本所）
- 17・18・20 農業適正使用講習会（171人参加）
- 18 資産管理・年金友の会連絡協議会
- 18 資産管理連絡協議会講演会（86人出席、「遺言は遺す家族への愛～相続・遺言の基礎と事例～」講師 JAバンク大阪中之島倶楽部 財務コンサルタント岩崎健二郎氏）
- 23・24 大阪府常例検査事後確認検査
- 23～26 戸別所得補償制度の現地確認調査
- 27 緑花振興会視察研修会（13人参加、大阪市、箕面市方面）
- 30～8/4 秋の特別供給日（1,535万円供給）

8月

Aug.

- 1 情報開示の一環として作成した「ディスクロージャー誌」を全組合員に郵送（CROPに同封）
- 2 定年帰農者等登録者講習会（14人参加）
- 3 酪農協議会総会（14人出席）
- 7～24 農業・不動産所得の記帳指導（60件）
- 8～10 コンプライアンス研修会（全職員参加、講師 株式会社経済法令研究会 菓子田圭子氏）
- 11 住宅ローン相談会（全支所）
- 11 年金相談会（浜寺・東百舌鳥・日置荘・上神谷）

9月

Sep.

- 1～10/31 農繁期対応（土・日曜日営業）
- 2・3 果樹振興会視察研修会（21人参加、高知県方面）
- 4～21 秋用農業機械の点検（66件）
- 7・8 農機具展示会（来場者232人）



- 8 住宅ローン相談会（全支所）
- 8・19 年金相談会（津久野・東陶器・金岡・本所）
- 12 ハーベストの丘農産物直売所運営委員会役員視察研修会（21人参加、兵庫県方面）
- 20～28 JA全国監査機構大阪府監査部期中監査 I
- 21～24 第37回堺市小学生夏休み児童作品コンクール（応募総数23,691点、応募学校数97校）



- 28 女性会健康体操会（215人参加）
- 29～10/20 請負稲刈り（25ha）

事業活動の案内

10月

Oct.

- 2 東日本大震災復興支援義援金を日本赤十字社に寄付
- 10・11 第26回J A全国大会
- 13・17 年金相談会(中央・八田荘・北八下・久世・本所)
- 13・20 住宅ローン相談会(全支所)
- 19 農業祭関連行事「堺の農業見て歩き」(小学校児童176人を招待)
- 21 女性会が第39回堺まつりに民踊で参加(150人)
- 24・25 監事監査(半期決算監査)

11月

Nov.

- 1～12/28 ウィンターキャンペーン(169億円拳績)
- 2～30 J A直売所 大阪産(もん)めぐり
- 4～8 農業祭関連行事「さかいの農業紹介パネル展」(堺市役所高層館1階)
- 5～8 東北復興支援ふれあいツアー
- 9～14 平成24年産米集荷(6,855袋)
- 10 住宅ローン相談会(全支所)
- 10 年金相談会(福泉・登美丘・鳳)
- 17 堺フードフェスティバル2012
- 17・18 堺にぎわい物産市(ハーベストの丘農産物直売所「またきて菜」)
- 23 第37回堺市農業祭



12月

Dec.

- 1～27 種子バレイショ引き渡し
- 3～8 春肥特別供給日(1,244万円供給)
- 3～8 廃棄プラスチックフィルム類の回収
- 4 第22回J A大阪府大会
- 6 防犯訓練(久世支所)



- 10～12 大豆選粒(390kg)
- 11～12 農作業受託協議会視察研修会(7人参加、京都府日之出化学工業㈱)
- 13 年金友の会連絡協議会講演会(336人参加、「大家族支え愛、見守り愛、励まし愛」講師 西川ヘレン氏)
- 13 大阪エコ農産物認証制度説明会
- 13・14 大阪エコ農産物認証制度申請受付
- 15・16 3周年創業祭(ハーベストの丘農産物直売所「またきて菜」)



- 15・19 年金相談会(五箇荘・深井・美木多・本所)
- 22 西陶器支所事務所建替工事地鎮祭

1月

Jan.

- 10～25 農業・不動産所得決算指導(759件)
- 12 住宅ローン相談会(全支所)
- 12 年金相談会(中部南・百舌鳥・南八下・西陶器)
- 12 4 Hクラブ児童福祉施設訪問(7人参加)
- 15～18 J A全国監査機構大阪府監査部期中監査Ⅱ
- 22 人権啓発研修会(役職員参加、「職場のメンタルヘルスと人権～セルフケア中心に～」講師 大阪企業人権協議会 窪山幸雄氏)
- 25 せんだ講習会(71人参加)
- 29 農産物直売所「またきて菜」野菜出荷部会・定年帰農者等登録者合同野菜栽培講習会(82人参加)

2月

Feb.

- 4～3/8 確定申告相談(972件)



- 6 野菜振興会役員・総代合同視察研修会(48人参加、大阪府立大学 植物工場研究センター)
- 9 住宅ローン相談会(全支所)
- 9・20 年金相談会(浜寺・東百舌鳥・日置荘・本所)
- 12～20 組合員座談会(1,122人出席)
- 14・15 緑花振興会視察研修会(9人参加、岡山県方面)
- 18 コンプライアンス・セミナー(役職員参加、講師 J Aバンク大阪信連指導相談部次長 照井英俊氏)
- 19・20 4 Hクラブ視察研修会(12人参加、岡山県方面)
- 21 C R O P連絡員会議(28人出席)
- 22・23 水稻栽培講習会(41人参加)

3月

Mar.

- 1～22 春用農業機械の点検(74件)
- 9 住宅ローン相談会(全支所)
- 9 年金相談会(津久野・東陶器・上神谷・金岡)
- 11～23 水稻特別供給日(5,906万円供給)
- 21 J A全国監査機構大阪府監査部自己査定監査
- 21 衛生管理講習会(女性会農産加工指導員と農産物直売所加工出荷部会会員が参加)
- 28 農業啓発小冊子『わたしたちの農業』、同資料編(平成25年度版)と食農教育DVD「しっとりなっつく 堺のみどり」を堺市教育委員会に寄贈(計9,536冊・96枚)



- 29 J A全国監査機構大阪府監査部棚卸監査

9 リスク管理の状況

◇リスク管理の体制

〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者みなさまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理体制を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組み等、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施等を通じてリスク管理体制の充実・強化につとめています。

①信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本所に融資審査課を設置し各支所と連携をはかりながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フロー等により償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準等、厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上をはかるため、資産の自己査定を厳正に行っています。

不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当規程」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化につとめています。

②市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスク等をいいます。

金利リスクとは、金利変動にともない損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動にともなって資産価格が減少するリスクのことです。

当組合では、金利リスク、価格変動リスク等の市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化をはかっています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析等を実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築につとめています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通し等の投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALM等を考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM・リスク管理委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針およびALM・リスク管理委員会で決定された方針等に基づき、満期保有を中心とした運用を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達とのミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）および市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

事業活動の案内

資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保につとめています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針等の策定の際に検討を行っています。

④事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

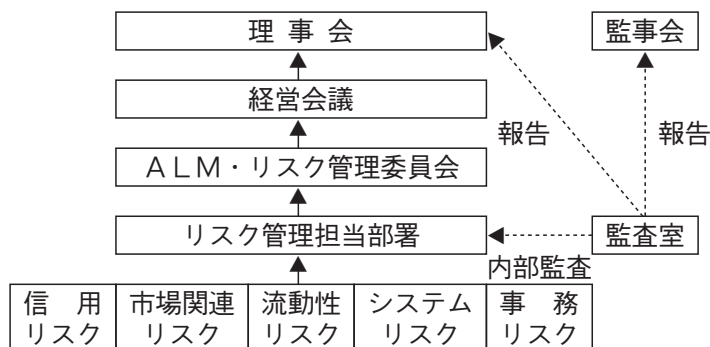
当組合では、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減につとめています。また万が一、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善をはかるとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施する体制を整えています。

⑤システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備にともない金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当組合では、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用につとめるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「電算機運用管理規程」と「危機管理マニュアル」を策定しています。

リスク管理体制図



◇法令順守の体制

【コンプライアンス基本方針】

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を順守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等順守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上につながるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

【コンプライアンス運営体制】

コンプライアンス体制全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を議長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの推進を行っています。

基本姿勢および順守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進につとめるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

〔金融商品の勧誘方針〕

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を順守し、組合員・利用者のみなさまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者のみなさまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者のみなさまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容等、重要な事項を十分に理解していただくようつとめます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者のみなさまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者のみなさまのご都合に合わせて行うようつとめます。
5. 組合員・利用者のみなさまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実につとめます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者のみなさまからのご質問やご照会については、適切な対応につとめます。

〔個人情報保護の取り組み〕

平成17年4月1日から、個人情報の保護に関する法律が施行されました。JA堺市では、組合員・お客さまからの信頼が第一と考え、次の『個人情報保護方針』『セキュリティ基本方針』を掲げ、個人情報の漏えい、内容の改ざんの防止等のための厳格な管理を実施します。なお、当組合における「個人情報の利用目的」は、本・支所店頭に掲示するとともに、ホームページで公開しています。

<個人情報保護方針（平成17年3月24日制定・平成24年10月1日最終改定）>

当組合は、組合員・利用者等のみなさまの個人情報を正しく取り扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を順守することを誓約します。

1. 関係法令等の順守

当組合は、個人情報を適正に取り扱うために、個人情報の保護に関する法律（以下「法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および農林水産大臣をはじめ主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に順守します。

個人情報とは、法第2条第1項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を取り扱います。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令等により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただしご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取り扱う個人データを利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つようつとめ、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

個人データとは、法第2条第4項が規定する、個人情報データベース等（法第2条第2項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

6. 機微（センシティブ）情報の取扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（政治的見解、信教、労働組合への加盟、人種・民族、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

7. 開示・訂正等

当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等のお求めに応じます。

保有個人データとは、法第2条第5項に規定するデータをいいます。

8. 苦情窓口

当組合は、取り扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備につとめます。

9. 継続的改善

当組合は、取り扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善につとめます。

事業活動の案内

<情報セキュリティ基本方針（平成17年3月24日制定・平成23年9月26日最終改定）>

当組合は、組合員・利用者等のみなさまとの信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善につとめることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を順守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取り扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に順守します。
2. 当組合は、情報の取り扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないようつとめます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が起きた場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるようつとめます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステム^(※2)を確立し、維持改善につとめます。

※1 セキュリティ：安全管理

※2 情報セキュリティマネジメントシステム：

組織的に情報セキュリティの維持と向上のための方策を立案、運用、見直し、改善すること

〔利用者保護等への取り組み〕

当組合では、お客さまの正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を順守いたします。また、お客さまの保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行います。

<JAバンク利用者保護等管理方針（平成22年10月1日制定）>

1. 当組合は、お客さまに対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む）および情報提供を適切かつ十分にを行います。
2. 当組合は、お客さまからの相談・苦情等について、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む）し、お客さまの理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応いたします。
3. 当組合は、お客さまに関する情報について、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏えいおよび不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
4. 当組合が行う事業を外部に委託するにあたっては、お客さま情報の管理やお客さまへの対応が適切に行われるようつとめます。
5. 当組合は、当組合との取引にともない、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を適切に管理いたします。

※ 本方針の「お客さま」とは、「農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業で取引をされている方および今後取引を検討されている方」をいいます。

※ 本方針の「取引」とは、「与信取引（貸付契約およびこれにともなう担保・保証契約）、貯金等の受け入れ、商品の販売、仲介、募集等においてお客さまと当組合との間で事業として行われるすべての取引」をいいます。

〔利益相反管理への取り組み〕

当組合では、組合員・利用者のみなさまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインならびに当組合で定める利益相反管理方針に基づき、利益相反のおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、適正に業務を遂行いたします。

<利益相反管理方針の概要（平成21年6月1日制定）>

1. 対象取引の範囲

利益相反管理方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当組合の行う信用事業関連業務、共済事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型としては、以下に掲げるものが考えられます。

- (1)お客さまと当組合の間の利益が相反する類型
- (2)当組合の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

3. 利益相反のおそれのある取引の特定の方法

利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。

- (1)利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。
- (2)各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。
- (3)利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告します。
- (4)各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、または、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。
- (5)利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ（必要に応じて関係部署と協議）、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行います。

4. 利益相反の管理の方法

当組合は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1)対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2)対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- (3)対象取引にともない、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当組合が負う守秘義務に違反しない場合に限り）
- (4)その他対象取引を適切に管理するための方法

5. 利益相反のおそれのある取引の記録および保存

利益相反の特定およびその管理のために行った措置については、当組合で定める内部規則に基づき適切に記録し、保存いたします。

6. 利益相反管理体制

- (1)当組合は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当組合全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとし、また、当組合の役職員に対し、利益相反管理方針および利益相反管理方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底につとめます。
- (2)利益相反管理統括者は、利益相反管理方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

7. 利益相反管理体制の検証等

当組合は、利益相反管理方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

以上につき、ご不明な点がございましたら、本所総務部（TEL：072-278-3300）までご連絡ください。

〔反社会的勢力への対応〕

当組合では、反社会的勢力との関係を遮断するため、「内部統制システムに関する基本方針」を改訂のうえ方針を定め、これを順守します（内容については、後記の「内部統制システムに関する基本方針」をご参照下さい）。

〔組合員からの監事への情報提供窓口の設置〕

当組合の監事は、経営の健全な発展に資するため、農協法第35条の5および農協法施行規則第81条に基づき、理事の職務の適正な遂行を阻害する行為に関する情報（組合経営に関する事象に限る）の提供を求めています。

当組合の理事の組合経営に関する気になる行為について、見たり聞いたりした事柄があれば封書にて下記宛に連絡くださいますようお願いいたします。

堺市農業協同組合 監事会

記

連絡先：住所 〒593-8301 堺市西区上野芝町2丁1番1号
受付監事 常任監事 浅井 武 宛

※ご好意による情報提供であっても、誹謗・中傷に類似する内容のものは受付いたしかねますので、予めご了承ください。

また、当組合は、組合員・利用者のみなさまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口として下記の「苦情受付窓口」を設置しています。

【信用事業】 業 務 部 (TEL: 072-278-3500) 【指導、購買・販売事業】 営農経済部 (TEL: 072-234-1900)
【共済事業】 業 務 部 (TEL: 072-278-3345) 【総務、人事関係】 総 務 部 (TEL: 072-278-3333)

〔金融円滑化への取り組み〕

当組合は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

＜金融円滑化にかかる基本的方針（平成22年1月29日制定）＞

1. 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申し込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するようつとめます。
2. 当組合は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるようつとめてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上につとめてまいります。
3. 当組合は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申し込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うようにつとめてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するようつとめます。
4. 当組合は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申し込みに対する問い合わせ、相談、要望および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるようつとめてまいります。
5. 中小企業者等金融円滑化への対応
 - (1) 農業事業者、中小事業者および住宅ローンご利用のお客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申し込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するようつとめてまいります。
 - (2) 当組合は、その際、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、農業信用基金協会等との緊密な連携をはかるようつとめてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携につとめます。

6. 当組合は、お客さまからの上述のような申し込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

具体的には、

- (1) 組合長以下、常勤役員、部室長を構成員とする「経営会議」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
- (2) 信用担当常務を「金融円滑化管理責任者」として、当組合全体における金融円滑化の方針や施策の徹底につとめます。
- (3) 各支所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支所における金融円滑化の方針や施策の徹底につとめます。

7. 当組合は、本方針に基づく金融円滑化管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

〔金融ADR（裁判外紛争解決）制度への対応〕

1. 苦情処理措置の内容

当組合では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応につとめ、苦情等の解決をはかります。

当組合の苦情等受付窓口（072-278-3633、受付時間：9時～17時、金融機関の休業日を除く）

2. 紛争解決措置の内容

当組合では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

東京弁護士会紛争解決センター（03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（03-3581-2249）、京都弁護士会紛争解決センター（075-231-2378）、兵庫県弁護士会紛争解決センター（078-341-8227）、公益社団法人総合紛争解決センター（大阪府）

1. の窓口または大阪府JAバンク相談所（06-6204-3669）にお申し出ください。なお、下線の弁護士会仲裁センター等については、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

また、東京三弁護士会（東京、第一東京、第二東京）の仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申し立てについて、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。

(1) 現地調停：東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。

例えば、お客さまは、兵庫県弁護士会紛争解決センターにお越しいただき、当該弁護士会のあっせん人とは面談で、東京の弁護士会のあっせん人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続を進めることができます。

(2) 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

例えば、兵庫県弁護士会紛争解決センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会紛争解決センターで手続を進めることができます。

※現地調停、移管調停は全国の全ての弁護士会で行える訳ではありません。具体的内容は大阪府JAバンク相談所または東京三弁護士会仲裁センター等にお問合せください。

・共済事業

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所（03-5368-5757）

一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構（本部：03-5296-5031）

公益財団法人 日弁連交通事故相談センター（本部：03-3581-4724）

公益財団法人 交通事故紛争処理センター（東京本部：03-3346-1756）

最寄りの連絡先については、上記または1. の窓口にお問い合わせ下さい。

◇内部監査体制

当組合では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理および各部門の業務の遂行状況を、内部管理体制の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告等を通じて業務運営の適切性の維持・改善につとめています。

また、内部監査は、当組合の本所・支所のすべてを対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長および監事に報告したのち被監査部門に通知され、被監査部門の改善取り組み状況を確認・指導しています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、ただちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、すみやかに適切な措置を講じています。

◇内部統制システムに関する基本方針(平成20年4月25日制定)

I. 内部統制システムの整備に関する基本的考え方

1. 当組合は、内部統制システムの整備にあたり、法令の順守、損失の危機管理および適正かつ効率的な事業運営を目指し、ガバナンスの質の向上をはかります。
2. 当組合は、上記内部統制システムの整備のため、内部統制統括部署により、規程・体制等の整備を統括するとともに、内部監査部署による適切性・有効性の検証を行い、組合としてリスクの高い項目についての監査を実施することによって、内部統制システムの有効性を評価したうえ、必要な改善を実施します。
3. 組合長は業務執行の最高責任者として、内部統制システムの整備および運用について責任をもって実施します。

II. 内部統制に関する体制の整備

1. 理事および職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ①コンプライアンス（法令等順守）を当組合の重要課題として位置づけ、コンプライアンスに係る組合全体の考え方を示した「コンプライアンス基本方針」「役職員の行動規範」、および役職員が順守すべき法令等の解説、違法行為を発見した場合の対処方法等を具体的に示した手引書である「コンプライアンス・マニュアル」を役職員に周知徹底します。更にコンプライアンスを実現するための具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を毎年度制定することで役職員のコンプライアンス意識の向上をはかります。
 - ②コンプライアンスを確保するための体制として、コンプライアンスに関する問題を一元的に管理・統括する部署を総務部とし、コンプライアンス体制全般の検討・審議を行う機関として常勤役員会を設置し、コンプライアンス統括部署で運営します。
 - ③内部監査部署は、内部管理体制等の適切性・有効性の検証・評価を行います。監査の結果、改善要請を受けた部署は、すみやかに必要な対策を講じます。
 - ④組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員が相談もしくは通報を行うことができる制度（ヘルプライン制度）の適切な運用を通して、内部通報制度の運営を確保します。
 - ⑤財務報告の信頼性を確保するために、内部統制統括部署により、財務にかかる業務の仕組みを整備、構築し、必要に応じて業務の改善につとめます。
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ①「文書管理規程」および「理事会議事録等保管管理および閲覧要領」に基づき、理事会議事録・契約書・その他の重要文書は、特定の管理部署等が責任をもって管理します。
 - ②「文書管理規程」および「理事会議事録等保管管理および閲覧要領」に基づき、理事および職員の職務の執行に係る情報の取り扱い・保存・管理が適切に行われることを徹底します。
 - ③理事の職務の執行に係る文書については、関連資料とともに保存・管理するものとし、必要に応じた期間は閲覧可能な状態を維持します。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ①当組合を取り巻く様々なリスクについて定めた「リスク管理基本方針」や「危機管理マニュアル」に従い、事業全体のリスクを網羅的に管理します。

- ②総務部企画広報課は、リスク状況の管理およびリスク管理に係る体制の整備・運営等リスク管理の統合的管理を担当します。
- ③災害や障害の発生等、緊急事態に陥った際は、「危機管理マニュアル」で規定した組織体制や指揮命令系統に従い、業務の早期回復を行うための危機管理対応を行うものとします。
- 4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ①理事および職員の「職制規程」に従い、各組織の所管事項や職務権限・責任を明確化し、適正かつ効率的な職務の執行のための体制を整備・運用するものとします。
 - ②理事会は、中長期の経営計画を策定し、全役員に周知徹底します。
 - ③定期的に理事会を開催し、理事の業務執行状況の監督を行います。
- 5. 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合は、理事と協議のうえ、監査の補助に当たさせます。
- 6. 理事および職員が監事に報告をするための体制、その他の監事への報告に関する体制
 - ①監事は、業務執行に関する重要な書類を閲覧し、必要に応じて理事ならびに職員に説明を求めることができます。
 - ②理事および職員は法令等の違反行為、当組合に著しい損害を及ぼす恐れのある事実等を発見した場合には、監事に報告することとします。
- 7. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ①常勤監事は、理事会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、重要な会議等に出席します。
 - ②監事は、組合の内部監査部門と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、効率的で有効な監査を実施するようつとめます。
 - ③監事は、監査の実効性を高めるために必要に応じて能動的にJ A全国監査機構等の外部専門家と連携をはかります。
 - ④監事は、代表理事等との定期的会合をもち、監査上の重要課題等について意見を交換し、代表理事等との相互認識を深めるようつとめます。

Ⅲ. 反社会的勢力による被害の防止

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、確固たる信念をもって、以下の事項を定め、排除の姿勢を堅持し、これを順守します。

- 1. 組織としての対応
反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決につとめます。
- 2. 外部専門機関との連携
反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- 3. 取引を含めた一切の関係遮断
反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
- 4. 有事における民事と刑事の法的対応
反社会的勢力による不当要求に対して、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。
- 5. 裏取引や資金提供の禁止
反社会的勢力に対して、資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。

10 主な事業の内容

ご存じですかJA事業

みなさまのくらしを支えるJA堺市

JA堺市は、みなさまの日常生活に欠かせない信用事業（貯金・貸付・為替）をはじめ、共済事業（ひと・いえ・くるまの保障）、購買事業、指導事業（営農・生活）のほか、販売事業などを総合的に営んでいます。そして、一般の営利企業とは本質的に異なり、相互扶助をモットーに、組合員や地域のみなさまのくらしのために、努力を重ねています。

それでは、JA堺市の各事業を簡単に紹介します。

1. 信用事業

信用事業は、貯金、貸付（融資）、為替など、いわゆる銀行業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は、JA、信連、農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、JAバンクとして大きな力を発揮しています。

1 貯金業務

組合員はもちろん地域のみなさまからの貯金をお預かりしています。商品内容では、当座貯金、普通貯金、貯蓄貯金、決済用貯金などの当座性貯金をはじめ、定期積金や期日指定定期、スーパー定期、大口定期、変動金利定期、据置定期などの定期性貯金を、目的、期間、金額にあわせてご利用いただけます。

2 貸付（融資）業務

組合員への貸付（融資）をはじめ、地域のみなさまのくらしや、農業者・事業者のみなさまの必要な資金をご融資しています。また、地方公共団体、農業関連産業などへも融資し、地域経済の質的向上・発展に貢献しています。さらに、住宅金融支援機構や（株）日本政策金融公庫などの融資の申し込みの取り次ぎも行っています。

3 為替業務

全国のJA・信連・農林中金の各店舗や銀行・信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国の金融機関へ振込や手形・小切手などの取り立てが、安全・確実・迅速にできる内国為替を取り扱っています。

4 国債窓販・投信

利付国債（2・5・10年）や個人向け国債を窓口販売しています。また、本所では、証券投資信託の取り次ぎ業務を行っています。

5 その他サービス

JA堺市では、オンライン・ネットワークシステムを利用して、各種自動受取・支払や定時送金、事業主のみなさまのための給与振込サービス、口座振替サービス、パソコンや携帯電話によるインターネット・バンキングなど、いろいろなサービスを行っています。

JAのキャッシュカードは、偽造被害防止に効果のあるICキャッシュカードになっており、手のひら生体認証も付加できます。全国のJA・銀行・郵便局・信用金庫などのCD（現金自動支払機）・ATM（現金自動預払機）でご利用いただけるほか、買い物などの支払いが即時可能なデビットカードサービスも付加されています。

2. 共済事業

共済事業は、終身・養老生命・こども・医療・がん・介護・年金共済など生命保険会社と同じような商品や、火災・自動車・自賠責共済など損害保険会社と同じような商品を取り扱っています。さらに、自然災害にも強い力を発揮する建物更生共済を取り扱っています。このように、「ひと・いえ・くるま」の総合保障を通じて、地域のいちばん近くでみなさまのくらしに安全をお届けし、一人ひとりの人生設計を一生サポートします。

3. 購買事業

購買事業は、組合員をはじめ地域のみなさまの農業生産に必要な資材から家庭園芸用まで、肥料や農薬・農業機械などのほか、食糧米や日用雑貨などの生活に必要な物資、環境にやさしい太陽熱温水器なども取り扱っています。

1 肥料・農薬・農業資材の販売

水稲や野菜、果樹などの肥料・農薬をはじめトラクターや田植機などの農業機械、噴霧器や小農具など農業に必要な資材を取り扱っています。また、家畜の飼料や水稲・園芸種子類も取り扱っています。

3 生活資材の販売

J A女性会を中心にJ A宅配倶楽部などの食品や石材、健康器具などの廉価供給につとめています。

2 食糧米の販売

“パールライス”として好評の食糧米は、銘柄米からブレンド米、無洗米まで、各種取りそろえています。

4. 指導事業

農家のみなさまに対する営農指導をはじめ、組合員・地域のみなさまを対象とした法律・税務相談のほか、資産運用相談など、いろいろな指導・相談業務を行っています。指導・相談業務は、担当職員のほか、専門家による相談も実施していますので、お気軽にご利用ください。

5. 販売事業

J A堺市に出荷された米は、地産地消ならびに食農教育の一環として、堺市内の小学校へ給食用に販売しています。また、ハーベストの丘農産物直売所「またきて菜」では、米をはじめ野菜や果物・花など、新鮮で安全・安心な地場産農産物を中心に提供しています。

事業活動の案内

商品・サービスのご案内

■信用事業（貯金商品一覧表）

種別	特色・留意点	預入期間	預入金額	付利単位	
普通貯金	給与や年金などの自動受け取り、公共料金などの自動支払い機能を加えるとより便利に。キャッシュカードとあわせて、あなたのサイフ代わりに。	出し入れ自由	1円以上	100円	
無利息型 (決済用)	無利息型の普通貯金です。貯金保険制度によって全額保護されます。	出し入れ自由	1円以上	無利息	
総合口座	個人のお客様のみが対象で、一冊の通帳に普通貯金と担保に組み入れる定期貯金、定期積金および積立式定期貯金をセットでき、「受け取る・支払う・蓄える・借りの(担保組み入れた貯金で自動ご融資)」の4つの機能が使えます。	出し入れ自由	1円以上	100円	
普通貯金 無利息型	総合口座にセットされた普通貯金を無利息型にしたものです。普通貯金は貯金保険制度によって全額保護されます。	出し入れ自由	1円以上	無利息	
当座貯金	小切手や手形によるお支払いができ、事業には欠かせない商品です。貯金保険制度によって全額保護されます。	出し入れ自由	1円以上	無利息	
貯蓄貯金	個人のお客様のみが対象で、7段階に分かれる基準残高によって金利の変わる有利な商品です。	出し入れ自由	1円以上	1円	
通知貯金	短期の資金運用に最適です。お引き出しの2日前までにご連絡が必要です。	7日以上	5万円以上	1円	
納税準備貯金	払い戻しが租税納付目的のみの場合は、利息は非課税になります。	出し入れ自由	1円以上	100円	
定期貯金	スーパー定期貯金	期間・金額など幅広く有利にご利用いただけます。個人のお客様の3・4・5・7・10年契約では6ヵ月複利計算で、さらに有利に運用できます(単利型もあります)。満期日の指定(1ヵ月超10年未満)もできます。希望月(1・2・3・6ヵ月)ごとに、利息を分割して受け取ることもできます。	1ヵ月以上10年以内	1円以上	1円
	大口定期貯金	まとまった資金を効率的に有利に運用できます。満期日の指定(1ヵ月超10年未満)もできます。	1ヵ月以上10年以内	1,000万円以上	1円
	期日指定定期貯金	個人のお客様のみが対象で、1年が過ぎると、1ヵ月前の予告で、いつでも必要額のお引き出しができます。利息は、1年複利計算します。	1年以上3年以内	1円以上 300万円未満	1円
	変動金利定期貯金	6ヵ月ごとに自動的に金利を見直しします。個人のお客様の3年契約では6ヵ月複利計算で、さらに有利に運用できます(単利型もあります)。	1・2・3年	1円以上	1円
	据置定期貯金	個人のお客様のみが対象で、6ヵ月経過後はいつでも必要額のお引き出しができます。預入期間に応じて6段階の金利設定があり、6ヵ月複利計算します。	6ヵ月以上5年以内	1円以上 1,000万円未満	1円
	シルバー定期貯金	当組合で公的年金や年金共済または恩給をお受け取りの方、もしくは65歳以上の在日外国人の方を対象に、スーパー定期貯金の店頭表示金利に0.5%を上乗せします(取扱期間があります)。	1年	1円以上 300万円以内	1円
	相続定期貯金 (つなぎ愛)	相続手続完了後1年以内に、相続により取得した金額を原資としてお預けいただく個人のお客様を対象に、店頭表示金利に相続定期貯金優遇金利を上乗せします。相続により取得した金額までの取り扱いになります。	1年	100万円以上	1円
	積立式定期貯金	エンドレス型 積立期間を定めずに、毎月自由に定期貯金にお預けいただけます。	自由	1円以上	1円
満期型	満期日(預入期間)を指定して、定期貯金にお預けいただけます。	6ヵ月以上10年以下	1円以上	1円	
年金型	お客様の資金を定期的に積み立て一定期間据え置いた後、指定した受取間隔、受取期間に応じて受け取れます。	積立期間1年以上	1円以上	1円	
一括預入年金型	退職金等、まとまった資金を一括で預け入れ、一定期間据え置いた後、お客様が指定する受取間隔、受取期間に応じて受け取れます。	据置期間2ヵ月以上20年以内	1円以上	1円	
財形貯蓄	財形貯蓄(財産形成貯蓄貯金)は、勤労者を対象とした貯蓄です。給料からの自動振替で蓄えられます。				
	一般財形	積立額、貯蓄目的とも自由です。	3年以上	1円以上	1円
	財形住宅	住宅取得を目的にした貯蓄です。財形年金と合算で元金550万円までの利息に非課税の特典があります。	5年以上	1円以上	1円
	財形年金	在職中に積み立て、60歳以降に年金方式でお受け取りになれます。	5年以上	1円以上	1円
定期積金	一定額を一定期間積み立てて、無理なくコツコツと蓄える商品です。この定期積金には、以下の種類があります。				
定額式目標式定期積金	掛金定額型と、初回で掛金を調整する目標額設定型があります。掛込周期は1・2・3・6ヵ月のいずれかとします。	月単位で6ヵ月以上5年以内	毎回1,000円以上	1円	
カトリア定期積金	ボーナス月(月は自由設定)を併用し、大きく蓄えられます。ホテルやレストラン、劇場などの協賛店で会員だけのサービスが受けられる「カトリア倶楽部」に同時入会できます。掛込周期は1ヵ月です。	1・2・3・4・5年	毎月1,000円以上ボーナス月は増額	1円	
隔月掛金定期積金 (なごみ)	当組合で公的年金や年金共済または恩給をお受け取りの方を対象に、店頭表示利回りに隔月掛金定期積金利回りを上乗せします。掛込周期は2ヵ月です。	1・2・3・4・5年	毎回1,000円以上1回当たりの年金受取額以内	1円	
プレ年金定期積金 (そなえ得)	満55歳以上65歳未満の方で、かつ公的年金(国民年金・厚生年金・共済年金)のお受け取りを予約された方を対象に、店頭表示利回りに0.3%を上乗せします。掛込周期は1ヵ月です。	1・2・3・4・5年	毎回1,000円以上5万円以内	1円	
エコ定期積金 (エコトナー)	当組合と連名でエコパートナー宣言をしていたいただいた方を対象に、店頭表示利回りにエコ定期積金利回りを上乗せします。掛込周期は1ヵ月です。	1・2・3年	毎回1,000円以上5万円以内	1円	
国債	長期国債 中期国債	利率は固定金利で、銘柄により異なります。	2・5・10年	5万円単位	—
	個人向け国債 (変動10)	6ヵ月ごとに利率が変わる変動金利で、個人のお客様のみが対象となります。	10年	1万円単位	—
	個人向け国債 (固定5)	固定金利で、個人のお客様のみが対象となります。	5年	1万円単位	—

■信用事業〔貸付（融資）商品一覧表〕

商品名	資金使途・留意事項	融資金額	融資期間
要 項 貸 付	新規就農者育成資金	認定新規就農者や農業後継者を対象に、農業経営の安定と拡大の支援のための資金を低利でご融資します。	500万円以内 10年以内
	農業振興資金	認定農業者・担い手農業者・エコ農産物認証者など、正組合員に特化した農業資金を中長期かつ低利でご融資します。	8億円以内 30年以内 (用途により異なる)
	不動産賃貸事業資金	マンションの建築など不動産の有効利用に必要な資金を低利でご融資します。	8億円以内 30年以内 (用途により異なる)
	長期低利資金	農業経営生活刷新・農地取得・納税資金など、幅広くご利用いただけます。	1億円以内 25年以内 (用途により異なる)
	共済担保貸付	J A 共済のご契約者を対象とした資金です。ご加入の長期共済を担保としてご融資します。	共済解約返戻金または満期共済金の80%以内(どちらか低い方) 10年以内
各 種 ロ ー ン	住宅ローン	住宅の新築や購入(土地・中古住宅を含む)、他金融機関からの借換資金にご利用いただけます。	5,000万円以内 35年以内
	リフォームローン	増改築や補修など住宅のグレードアップ資金に。エコ住宅や耐震工事を目的としたリフォームなら、さらに低利でご融資します。	1,000万円以内 10年6ヵ月以内
	フリーローン	買い物・レジャー・結婚など、お使いみちは自由です。	300万円以内 5年以内
	マイカーローン	自動車の購入、車庫の建築資金など、お車に関する資金にご利用いただけます。エコカーの購入なら、さらに低利でご融資します。	500万円以内 7年以内
	農機ハウスローン	農業機械などを取得する資金(農機具購入・修理など、パイプハウスなど資材・建設費用、またこれらの借換資金など)にご利用いただけます。	1,800万円以内 10年以内
	教育ローン	学校への就学に必要な資金(入学金・授業料・下宿代など)にご利用いただけます。	500万円以内 据置期間を含め 最長13年6ヵ月以内 (在学期間+7年6ヵ月)
当 座 貸 越 型	カードローン	買い物・レジャー・結婚など、お使いみちは自由です。ローンカード(キャッシュカード)を使って、出し入れも自由です。	50万円以内 2年の自動更新 (旧契約は1年)
	ワイドカードローン	お使いみちも出し入れも自由な、ビッグな資金です。	300万円以内 1年の自動更新
	営農ローン	農業経営資金や営農に必要な資金をご融資します。普通貯金にセットして出し入れ自由です。	300万円以内 1年の自動更新

(注) このほか、国や地方公共団体の制度資金など、各種資金を取り扱っています。担保・保証やその他ご融資条件、ご返済方法など、くわしくは支所窓口でおたずねください。
なお、J A のご利用度に応じてご融資利率を軽減する制度(一部ローン対象)もあります。

■信用事業〔金融取り次ぎ商品一覧表〕

種別	特色・留意点
投資信託	証券投資信託の略称で、一般投資家による証券投資を容易にすることを目的としてつくられています。複数の投資家から資金を集めて一つにまとめ、運用の専門家が金融・証券市場で株式や公社債等のいろいろな有価証券に分散投資し、その運用成果を分配金として投資家に還元する仕組みです。ただし、預貯金保険の対象ではありません。また、貯金と異なり、元本や利息の保証はありません。投資した資産の価値の減少を含むリスクは、ご購入者が負うことになります。

■共済事業〔長期共済〕

種 類	特 徴	
生 命	終身共済	一生涯にわたって万一の保障が確保できます。大きな出費にも手厚い「一時金」と、残された家族の暮らしを支える「生活保障年金」をお受取りいただけます。
	一時払終身共済	健康上の不安で、共済・保険に加入できなかった方も、一定の範囲・医師の診査なしの簡単な告知で、生涯保障にご加入できるプランです。
命	養老生命共済	万一のときの保障と、将来の資金づくりを両立させたプランです。満期時には、まとまった「満期共済金」をお受取りいただけます。
	一時払養老生命共済	満期共済金などの一時資金を活用して将来の資金づくりをしながら、万一の保障を確保できるプランです。
総 合	こども共済	お子さまの教育資金の準備に最適なプランです。共済契約者（親）が万一のときは、満期まで毎年養育年金をお受取りになれるプランもあります。
	医療共済	病気やケガによる入院、手術を幅広く保障します。がんの治療や先進医療を受けたときにも備えられるので安心です。ご希望にあわせて保障期間や共済掛金払込期間等を選ぶことができます。
共 済	がん共済	がんと闘うための安心を一生涯にわたって手厚く保障し、あなたの「生きる」を応援します。すべてのがんのほか、脳腫瘍も対象としています。がんで先進医療を受けたときの技術料も保障します。
	介護共済	長生きの時代を安心して暮らしていきける、一生涯の介護保障です。介護の不安が増す高齢期にもしっかり対応。所定の要介護状態になったとき、「介護共済金」をお受取りになれます。
引受緩和型定期医療共済	引受緩和型定期医療共済	中高齢者向けの医療共済の仕組みです。他の共済に比べ、引受条件が緩和されていますので、手軽に入れて保障も充実。持病（既往症）の悪化・再発もしっかり保障します。
	予定利率変動型年金共済	ゆとりのある老後のために増える楽しみがある年金額、積立て感覚で老後の生活資金が手軽に準備できます。さらに最低保証予定利率も設定されていますので、安心です。
建物更生共済	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。満期共済金は、建物の新・改築や家財の買替資金としてご利用いただけます。	

■共済事業〔短期共済〕

種 類	特 徴
火 災 共 済	建物・不動産の火災などによる損害を保障します。
自 動 車 共 済	お車の保障のほかご自身やご家族、ご契約のお車に搭乗中の方の損害を幅広く保障します。また、大切なお車の事故による破損や、盗難や災害などによる損害を幅広く保障し、掛金割引制度も充実しています。
自 賠 責 共 済	法律ですべての自動車に加入が義務づけられています。ハンドルを握る人には欠かせないクルマの共済です。

■経済事業〔主な購買品目〕

分 類	内 容	
生 産 資 材	飼 料	家畜類（牛・鶏）の単味飼料、配合飼料
	肥 料	水稲・野菜・果樹・園芸用肥料や土壌改良材
農 業 機 械	農 薬	水稲・野菜・果樹・園芸用農薬（殺虫・殺菌・除草剤ほか）
	保 温 資 材	農用ビニール・ポリ、POフィルムほか
石 油 類	包 装 資 材	カミタイ・キュウリネットほか
	農 業 機 械	農業機械・農機具・農機部品、精米機ほか
建 築 資 材	石 油 類	重油・エンジンオイル
	建 築 資 材	ハウス施設・温水器・白蟻駆除工事ほか
そ の 他	水稲・園芸種子、園芸用品ほか	

分 類	内 容	
生 活 物 資	食 料 品	パルライス・宅配食品ほか
	衣 料 品	長靴・雨ガッパほか
	耐 久 消 費 材	石材・仏壇仏具ほか
	日 用 保 健 雑 貨 用 品	紙製品、パラコンボほか
	そ の 他	豆炭ほか

〔主な販売品目〕

分 類	内 容
農 業 生 産 品	野菜・米・花き・果物・卵ほか

■営農・生活・相談サービス

分 類	内 容 ・ 留 意 事 項	
営農指導・営農相談	農業技術や農業経営に関する指導・相談を営農センターで行っています。	
税 務 相 談	毎月3～4回、火曜日に、本所で顧問税理士による無料相談を行っています。	
法 律 相 談	毎月第1・3木曜日と第4土曜日（一部月を除く）に、本所で顧問弁護士による無料相談を行っています。	
農産物市況	営農テレホンサービス	土・日曜日を除く毎日の農産物市況（南部合同青果市場）と病害虫防除情報をお知らせしています（営農テレホンサービスTEL277-3591）。
	ホームページ	ホームページ上では日曜日・祝日を除いて、毎日の農産物市況（南部合同青果市場）と病害虫防除情報および病害虫注意報を掲載しています。

※税務・法律相談は予約制です。お問い合わせ・お申し込みは支所窓口へ。

信用事業取扱手数料一覧

■貯金業務に関するもの

(単位：円、消費税込)

手数料種類		単位	手数料	備考	
当 座 貯 金	一般口	小切手帳交付	1冊50枚	630	
		約束手形交付	1冊30枚	630	1枚262円
	署名鑑料	新規登録	—	4,200	
		変更	—	2,100	
		廃止	—	無料	
	専用約束手形口 (マル専)	口座開設	1口座	3,150	口座開設時に徴収
		手形用紙交付	1枚	105	
自己宛小切手発行		1枚	525		
残高証明書発行		1通	210		
取引明細表発行		1件	210		
利息支払証明書発行		1通	210		
再 発 行	貯金通帳	1冊	525	紛失・汚損等、貯金者の管理 責任に帰する場合	
	貯金証書	1通	525		
	ICキャッシュカード	1枚	1,050		

■ATM（現金自動預払機）利用に関するもの

(単位：円、消費税込)

手数料種類		利用時間帯		手数料	備考
取引媒体	取引				
JAキャッシュカード	入金 支払い	平日	8:45~19:00 (21:00)	無料	
		土曜日	9:00~19:00		
		日曜日			
		祝日			
他行キャッシュカード	支払い	平日	8:45~18:00	105	
			18:00~19:00 (21:00)	210	
		土曜日	9:00~14:00	105	
			14:00~17:00	210	
		日曜日	9:00~17:00		
		祝日			
クレジットカード	自動 キャッシング	平日	8:45~18:00	無料	
			18:00~19:00 (21:00)	105	
		土曜日	9:00~14:00	無料	
			14:00~17:00	105	
		日曜日	9:00~17:00		
		祝日			

(注) 1. 祝日とは、1月1~3日と5月3~5日を除く「国民の祝日に関する法律」で定める全休日(祝日・振替休日)とします。ただし、5月3~5日のいずれかが日曜日と重なる場合は稼働します。
 2. 利用時間帯のカッコ内時刻は、中部南支所・東百舌鳥支所・久世支所・東陶器支所・金岡支所の5店舗の稼働終了時刻です。
 3. 残高照会はいずれの場合も無料でご利用いただけます。

事業活動の案内

■内国為替取引に関するもの

(単位：円、消費税込)

手数料種類			単 位	手 数 料	備 考
送金	系 統 あ て		1 件	420	当組合店舗間を含む
	他 行 あ て		1 件	630	
振込	窓 口 利 用	系 統 あ て	3万円未満 1件	210	当組合店舗間を含む
			3万円以上 1件	420	
	他行あて	電 信 扱 い	3万円未満 1件	525	
			3万円以上 1件	735	
		文 書 扱 い	3万円未満 1件	525	
			3万円以上 1件	735	
	振 込 機 利 用 (ATM)	系 統 あ て	3万円未満 1件	105	当組合店舗間を含む
			3万円以上 1件	315	
		他 行 あ て	3万円未満 1件	420	
			3万円以上 1件	630	
	インターネット バンキング	系 統 あ て	3万円未満 1件	105	当組合店舗間を含む
			3万円以上 1件	210	
他 行 あ て		3万円未満 1件	210		
		3万円以上 1件	420		
代金取立	集 中 取 立	府 内	1 通	210	
		府 外	1 通	630	
	個 別 取 立	普 通 扱 い	1 通	630	
		至 急 扱 い	1 通	840	
そ の 他	送 金 ・ 振 込 の 組 戻 料		1 件	630	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料を超える経費を要する場合は、その実費を申し受けます。 ・隔地間とは、大阪手形交換所区域外のものをいいます。
	代金取立にかかる不渡手形返却料		1 通	630	
	代金取立にかかる取立手形組戻料		1 通	630	
	取立手形店頭呈示料（隔地間）		1 通	630	

(注) 系統とは、農業（漁業）協同組合、信用農業（漁業）協同組合連合会、農林中央金庫をいい、他行とは系統以外の金融機関をいいます。

信用事業取扱手数料一覧

■貸出業務に関するもの

(単位：円、消費税込)

手数料種類		単 位	手数料	備 考
残高証明書発行		1 通	210	
取引明細表発行		1 件	210	
融資証明書発行		1 通	210	
住宅取得年末残高証明書発行		1 通	無料	
貸付金・利息払込証明書発行		1 通	210	
権利者の同意書発行		1 部	1,050	印鑑証明書、資格証明書各1通を含む
ローンカード発行		1 枚	1,050	
繰上償還	住宅ローン		5,250	
	リフォームローン		3,150	
条件変更	住宅ローン		5,250	返済をともなわないもの
	リフォームローン		3,150	

■そ の 他

(単位：円、消費税込)

手数料種類		単 位	手数料	備 考
両替業務	邦貨両替	1～100枚	無料	
		101～500枚	210	
		501枚以上	315	
口座管理 (保護預かり) 業 務	国債等の口座管理		無料	
	投信窓販の保護預かり		無料	
	残高証明書発行	1 通	210	
株式払込 事務受託	一括払込	有償払込額 50百万円未満	2,625	手数料 = 有償払込額 × $\frac{A}{1,000}$
		有償払込額 50百万円以上	2,100	
		有償払込額 100百万円以上	1,575	
		有償払込額 300百万円以上	1,260	
夜間金庫使用料		年 額	25,200	月割 2,100円

系統セーフティネット

当組合の貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。

◇「JAバンクシステム」の仕組み

JAバンクは、全国のJA・信連・農林中央金庫（JAバンク会員）で構成するグループの名称です。組合員・利用者みなさまに、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、JAバンク会員の総力を結集し、実質的にひとつの金融機関として活動する「JAバンクシステム」を運営しています。

「JAバンクシステム」は「破綻未然防止システム」と「一体的事業推進」を2つの柱としています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンク全体としての信頼性を確保するための仕組みです。JAバンク法（農林中央金庫および特定農業協同組合等による信用事業の再編および強化に関する法律）に基づき、「JAバンク基本方針」を定め、JAの経営上の問題点の早期発見・早期改善のため、国の基準よりもさらに厳しいJAバンク独自の自主ルール基準（達成すべき自己資本比率の水準、体制整備など）を設定しています。

また、JAバンク全体で個々のJAの経営状況をチェックすることにより適切な経営改善指導を行います。

◇「一体的な事業推進」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業推進の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様の制度です。

<貯金等の保護の範囲>

- 農水産業協同組合が破綻したときに貯金保険で保護される貯金等（「付保貯金」といいます）の額は、保険の対象となる貯金等のうち、決済用貯金（無利息、要求払い、決済サービスを提供できること、という3要件を満たす貯金）に該当するものは全額、それ以外の貯金等（「一般貯金等」といいます）については1農水産業協同組合ごとに貯金者1人当たり元本1,000万円までとその利息等です。
- 保険の対象となる貯金等のうち決済用貯金以外の貯金等で元本1,000万円を超える部分および保険対象外の貯金等ならびにこれらの利息等については、破綻農水産業協同組合の財産の状況に応じて支払われるため、一部カットされることがあります。

保護される貯金等の範囲

貯 金 等 の 種 類		保護される貯金等の額
貯金保険の対象となる貯金等	決済用貯金 (注1)	当座貯金、無利息普通貯金等
	一般貯金等	有利息普通貯金、定期貯金、貯蓄貯金、通知貯金、定期積金、元本補填契約のある金銭信託(貸付信託を含む)、農林債(リツノーワイド等の保護預り専用商品)等(注2)
貯金保険の対象外の貯金等		外貨貯金、譲渡性貯金、農林債(ワリノー、リツノーの保護預り専用商品以外の商品)等
		全額保護
		合算して元本1,000万円までとその利息等(注3)を保護 (1,000万円を超える部分は破綻農水産業協同組合の財産の状況に応じて支払われます(一部カットされることがあります))
		保護対象外 (破綻農水産業協同組合の財産の状況に応じて支払われます(一部カットされることがあります))

- (注) 1. 決済用貯金とは、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすものです。
 2. このほか、納税準備貯金、貯金保険の対象貯金を用いた積立・財形貯蓄商品が該当します。
 3. 定期積金の給付補填金も利息と同様保護されます。

*本内容については、貯金保険機構ホームページより引用しています。なお、詳細については、貯金保険機構ホームページ (<http://www.sic.or.jp/>) をご参照ください。

平成24年度

経営資料



1 貸借対照表

(単位：千円)

資 産			負 債 お よ び 純 資 産		
科 目	平成23年度 (平成24年3月31日現在)	平成24年度 (平成25年3月31日現在)	科 目	平成23年度 (平成24年3月31日現在)	平成24年度 (平成25年3月31日現在)
1. 信用事業資産	377,071,773	390,661,579	1. 信用事業負債	372,944,887	386,778,594
(1) 現金	1,063,501	1,157,204	(1) 貯 金	369,831,035	384,188,187
(2) 預 金	295,191,953	313,323,471	(2) 借 入 金	2,673,423	2,178,925
系統預金	295,191,953	313,323,471	(3) その他の信用事業負債	438,779	402,226
(3) 有価証券	25,015,077	24,909,185	未払費用	282,518	276,232
国債	19,310,346	19,206,338	その他の負債	156,261	125,993
社債	5,704,731	5,702,846	(4) 睡眠貯金払戻引当金	1,648	9,255
(4) 貸出金	54,129,821	49,502,181	2. 共済事業負債	1,198,832	1,183,896
(5) その他の信用事業資産	1,856,558	1,932,957	(1) 共済借入金	470,924	423,582
未収収益	1,824,272	1,905,943	(2) 共済資金	363,006	407,824
その他の資産	32,286	27,014	(3) 共済未払利息	7,477	6,331
(6) 貸倒引当金	△185,139	△163,421	(4) 未経過共済付加収入	355,374	344,399
2. 共済事業資産	495,073	444,910	(5) 共済未払費用	1,768	1,544
(1) 共済貸付金	477,875	431,437	(6) その他の共済事業負債	280	213
(2) 共済未収利息	7,591	6,528	3. 経済事業負債	65,921	67,751
(3) その他の共済事業資産	11,783	8,821	(1) 経済事業未払金	54,868	56,471
(4) 貸倒引当金	△2,176	△1,877	(2) 経済受託債務	11,053	11,280
3. 経済事業資産	105,345	132,908	4. 雑 負 債	593,789	710,519
(1) 経済事業未収金	46,188	70,149	(1) 未払法人税等	105,918	140,215
(2) 棚卸資産	61,832	62,376	(2) リース債務	24,479	61,259
購入品	55,068	52,828	(3) 資産除去債務	37,408	36,177
販売品	6,764	9,547	(4) その他の雑負債	425,983	472,867
(3) その他の経済事業資産	683	683	5. 諸 引 当 金	627,635	518,371
(4) 貸倒引当金	△3,359	△301	(1) 賞与引当金	95,067	92,566
4. 雑 資 産	41,824	49,789	(2) 退職給付引当金	506,589	381,823
(1) 雑 資 産	41,824	49,789	(3) 役員退職慰労引当金	22,307	28,939
5. 固 定 資 産	2,049,341	2,084,003	(4) 環境対策引当金	3,672	3,672
(1) 有形固定資産	2,044,550	2,079,356	(5) 固定資産解体等引当金	—	11,370
建物	2,529,775	2,493,031	負債合計	375,431,067	389,259,133
機械装置	98,871	98,871	1. 組合員資本	15,915,171	16,404,369
土地	774,618	774,618	(1) 出 資 金	1,122,461	1,131,541
リース資産	58,284	116,641	(2) 資本準備金	22,249	22,249
建設仮勘定	—	38,131	(3) 利益剰余金	14,776,621	15,256,944
その他の有形固定資産	775,497	798,085	利益準備金	2,232,416	2,244,922
減価償却累計額	△2,192,496	△2,240,023	その他利益剰余金	12,544,205	13,012,022
(2) 無形固定資産	4,791	4,646	信用事業基盤強化積立金	1,400,000	1,400,000
6. 外 部 出 資	11,344,010	12,079,755	施設整備積立金	430,000	430,000
(1) 外部出資	11,344,010	12,079,755	有価証券価格変動積立金	100,000	100,000
系統出資	10,799,750	11,535,495	貸出債権積立金	620,000	620,000
系統外出資	544,260	544,260	圧縮積立金	4,750	4,221
7. 繰延税金資産	243,407	213,169	特別積立金	9,140,297	9,490,297
			当期末処分剰余金	849,156	967,502
			(うち当期剰余金)	(404,653)	(519,053)
			(4) 処分未済持分	△6,160	△6,365
			2. 評価・換算差額等	4,538	2,612
			(1) その他有価証券評価差額金	4,538	2,612
資産合計	391,350,777	405,666,115	純資産合計	15,919,710	16,406,982
			負債および純資産合計	391,350,777	405,666,115

2 損益計算書

(単位：千円)

科 目	平成23年度		平成24年度		科 目	平成23年度		平成24年度			
	[平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで]	[平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで]	[平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで]	[平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで]		[平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで]	[平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで]				
1. 事業総利益	3,381,845	3,457,548	(9) 利用事業収益	55,758	54,363	(1) 信用事業収益	3,239,729	3,313,492	水稲育苗代金	30,631	29,439
(1) 信用事業収益	3,239,729	3,313,492	請負代金	25,126	24,923	資金運用収益	3,136,036	3,069,928	(10) 利用事業費用	36,493	36,802
うち預金利息	(1,788,233)	(1,853,510)	水稲育苗費用	14,554	15,307	(うち貸出金利息)	(977,303)	(858,091)	請負費用	21,938	21,495
(うち有価証券利息)	(142,993)	(95,609)	利用事業総利益	19,264	17,560	(うちその他受入利息)	(227,506)	(262,716)	(11) 指導事業収入	20,211	15,794
役務取引等収益	49,306	51,236	指導補助金	9,357	5,200	役務取引等収益	49,306	51,236	実費収入	10,488	10,237
その他経常収益	54,386	192,327	受入事務委託料	366	356	その他経常収益	54,386	192,327	(12) 指導事業支出	95,197	90,252
(2) 信用事業費用	882,186	895,895	指導事業収支差額	△74,985	△74,457	(うち給付補填金繰入)	(65,352)	(40,967)	営農改善費	22,381	21,294
資金調達費用	624,787	597,086	2. 事業管理費	2,869,777	2,887,377	(うち借入金利息)	(24,865)	(21,082)	(1) 人件費	1,987,962	1,996,544
(うち貯金利息)	(533,894)	(534,608)	(1) 人件費	1,987,962	1,996,544	(うちその他支払利息)	(675)	(427)	(2) 業務費	430,533	426,009
役務取引等費用	14,568	16,218	(2) 業務費	430,533	426,009	役務取引等費用	14,568	16,218	(3) 諸税負担金	131,551	123,636
その他経常費用	242,829	282,590	(3) 諸税負担金	131,551	123,636	(うち睡眠貯金払戻引当金繰入額)	(794)	(9,255)	(4) 施設費	304,136	334,867
信用事業総利益	2,357,543	2,417,596	(5) その他事業管理費	15,594	6,319	3. 事業外収益	2,357,543	2,417,596	事業利益	512,067	570,170
(3) 共済事業収益	1,006,981	1,015,012	事業利益	512,067	570,170	(3) 共済事業収益	1,006,981	1,015,012	3. 事業外収益	161,040	191,846
共済付加収入	958,563	968,732	(1) 受取出資配当金	133,116	158,211	共済貸付金利息	15,261	14,090	(1) 受取出資配当金	133,116	158,211
その他の収益	33,156	32,188	(2) 貸貸料	6,384	4,799	その他の収益	33,156	32,188	(2) 貸貸料	6,384	4,799
(4) 共済事業費用	61,385	59,097	(3) 貸倒引当金戻入益	16,206	25,075	(4) 共済事業費用	61,385	59,097	(3) 貸倒引当金戻入益	16,206	25,075
共済借入金利息	15,195	13,796	(4) 雑収入	5,331	3,761	共済推進費	36,863	36,244	(4) 雑収入	5,331	3,761
共済推進費	36,863	36,244	4. 事業外費用	11,432	6,624	その他の費用	9,326	9,056	(1) 支払雑利息	1,579	1,715
共済事業総利益	945,595	955,915	(1) 支払雑利息	1,579	1,715	5. 特別利益	945,595	955,915	(2) 寄付金	2,307	1,233
(5) 購買事業収益	593,450	595,463	(2) 寄付金	2,307	1,233	(5) 購買事業収益	593,450	595,463	(3) 減価償却費	479	429
購買品供給高	582,924	584,742	(3) 減価償却費	479	429	購買品供給原価	534,233	537,151	(4) 建物保存登記等	1,942	754
その他の収益	10,526	10,720	(4) 建物保存登記等	1,942	754	購買品供給費	4,627	4,534	(5) 雑損失	5,123	2,490
(6) 購買事業費用	543,976	544,090	(5) 雑損失	5,123	2,490	その他の費用	5,115	2,404	経常利益	661,675	755,393
購買品供給原価	534,233	537,151	経常利益	661,675	755,393	(うち貸倒引当金繰入額)	(3,113)	(—)	5. 特別利益	5,882	—
購買品供給費	4,627	4,534	(1) 固定資産処分益	5,882	—	購買事業総利益	49,473	51,372	(1) 固定資産処分益	5,882	—
その他の費用	5,115	2,404	(2) 固定資産解体等引当金繰入額	—	11,370	(7) 販売事業収益	266,641	293,505	(2) 固定資産解体等引当金繰入額	—	11,370
(7) 販売事業収益	266,641	293,505	6. 特別損失	17,847	33,693	販売品販売高	208,708	234,286	税引前当期利益	649,709	721,699
販売手数料	39,955	28,605	(1) 固定資産処分損	17,847	22,323	その他の収益	17,976	30,613	法人税・住民税および事業税	138,583	171,662
その他の収益	17,976	30,613	(2) 固定資産解体等引当金繰入額	—	11,370	(8) 販売事業費用	181,687	203,944	法人税等調整額	106,472	30,982
(8) 販売事業費用	181,687	203,944	税引前当期利益	649,709	721,699	販売品販売原価	173,780	195,872	法人税等合計	245,056	202,645
販売費	4,236	4,897	法人税・住民税および事業税	138,583	171,662	販売費	4,236	4,897	当期剰余金	404,653	519,053
その他の費用	3,670	3,174	法人税等調整額	106,472	30,982	その他の費用	3,670	3,174	当期首繰越剰余金	444,503	448,448
販売事業総利益	84,953	89,560	法人税等合計	245,056	202,645	当期剰余金	84,953	89,560	当期未処分剰余金	849,156	967,502
			当期剰余金	404,653	519,053						
			当期首繰越剰余金	444,503	448,448						
			当期未処分剰余金	849,156	967,502						

3 キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	平成23年度		平成24年度		科 目	平成23年度		平成24年度	
	(平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	(平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	(平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	(平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)		(平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	(平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)		
1. 事業活動によるキャッシュ・フロー					(経済事業活動による資産および負債の増減)				
税引前当期利益	649,709	721,699	受取手形および経済事業未収金の純増減	7,189	△23,961				
減価償却費	119,829	134,570	棚卸資産の純増減	1,789	△543				
資産除去債務の増加額	316	—	支払手形および経済事業未払金の純増減	△3,841	1,602				
資産除去債務関係損益	—	△666	経済事業受託債務の純増減	404	227				
敷金償却	60	60	(その他の資産および負債の純増減)						
貸倒引当金の増加額	△13,092	△25,075	その他の資産の純増減	524	△7,218				
睡眠貯金払戻引当金の増加額	△5	7,606	その他の負債の純増減	36,846	45,371				
賞与引当金の増加額	△1,327	△2,500	未払消費税等の純増減	—	671				
退職給付引当金の増加額	△130,025	△124,765	信用事業資金運用による収入	3,102,599	2,993,653				
役員退職慰労引当金の増加額	△73,608	6,632	信用事業資金調達による支出	△658,773	△638,844				
固定資産解体等引当金の増加額	△7,082	—	共済貸付金利息による収入	15,052	15,153				
固定資産解体等引当金関係損益	—	11,370	共済借入金利息による支出	△15,033	△14,943				
信用資金運用収益	△3,142,078	△3,070,881	小 計	1,899,149	924,707				
信用資金調達費用	624,787	597,086	雑利息および出資配当金の受取額	113,116	158,211				
共済貸付金利息	△15,261	△14,090	雑利息の支払額	△1,579	△1,682				
共済借入金利息	15,195	13,796	法人税等の支払額	△210,434	△137,366				
受取雑利息および受取出資配当金	△113,116	△158,211	事業活動によるキャッシュ・フロー	1,800,252	943,870				
支払雑利息	1,579	1,715	2. 投資活動によるキャッシュ・フロー						
有価証券関係損益	6,042	930	有価証券の取得による支出	—	△500,000				
固定資産売却損益	△5,780	—	有価証券の償還による収入	640,000	602,291				
固定資産処分損益	—	22,323	固定資産の取得による支出	△177,752	△122,156				
固定資産処分損	24,828	—	固定資産の処分等による支出	—	△11,041				
(信用事業活動による資産および負債の増減)			固定資産の売却による収入	5,782	—				
貸出金の純増減	4,726,213	4,627,640	外部出資の取得による支出	△2,261,905	△735,745				
預金の純増減	△14,670,000	△18,100,000	資産除去債務の履行による支出	—	△564				
貯金の純増減	11,786,488	14,357,151	その他	△7,082	—				
信用事業借入金の純増減	△399,283	△494,498	投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,800,957	△767,216				
その他の信用事業資産の純増減	△19,927	828	3. 財務活動によるキャッシュ・フロー						
その他の信用事業負債の純増減	△5,697	5,206	リース債務の増加	—	2,917				
(共済事業活動による資産および負債の増減)			リース債務の返済等による支出	△12,239	△24,494				
共済貸付金の純増減	15,602	46,437	出資の増額による収入	17,877	21,306				
共済借入金の純増減	△17,745	△47,341	出資の払戻しによる支出	△11,624	△12,226				
共済資金の純増減	74,071	44,817	持分の取得による支出	△6,160	△6,365				
未経過共済付加収入の純増減	△11,587	△10,974	持分の譲渡による収入	6,028	6,160				
共済未払費用の純増減	25	△223	出資配当金の支払額	△38,379	△38,730				
その他の共済事業資産の純増減	△6,854	2,962	財務活動によるキャッシュ・フロー	△44,497	△51,432				
その他の共済事業負債の純増減	118	△66	4. 現金および現金同等物に係る換算差額	0	0				
			5. 現金および現金同等物の増加額	△45,203	125,220				
			6. 現金および現金同等物の期首残高	1,580,658	1,535,454				
			7. 現金および現金同等物の期末残高	1,535,454	1,660,675				

4 注記表

平成23年度

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準および評価方法
 - 満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）
 - その他有価証券
 - 時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 時価を把握することが極めて困難と認められるもの：移動平均法による原価法
- 棚卸資産の評価基準および評価方法
 - 購入品：売価還元法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - 販売品：最終仕入原価法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産（リース資産を除く）
 - 建物（建物附属設備を除く）
 - 平成10年3月31日以前に取得したものの法人税法に規定する旧定率法
 - 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したものの法人税法に規定する旧定額法
 - 平成19年4月1日以降に取得したものの法人税法に規定する定額法
 - 建物（建物附属設備を除く）以外
 - 平成19年3月31日以前に取得したものの法人税法に規定する旧定率法
 - 平成19年4月1日以降に取得したものの法人税法に規定する定率法
 - また、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物および構築物	8年～50年
機械装置および車両運搬具	3年～12年
工具器具備品	3年～15年
 - 無形固定資産（リース資産を除く）
 - 定額法を採用しています。また、当組合利用のソフトウェアについては、組合内における利用可能期間（5年間）で定額法により償却しています。
 - リース資産
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっています。
 - なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。上記(1)から(3)の20万円未満の資産等については、取得時に全額費用処理を行っています。
- 引当金の計上基準
 - 貸倒引当金
 - 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程および資産の償却・引当規程により、次のとおり計上しています。
 - 正常先債権および要注意先債権（要管理先債権を含む）については、貸倒実績率で算定した金額と税法繰入限度額のいずれか多い金額を計上しています。なお、この基準に基づき、当期末は租税特別措置法第57条の10により算定した金額を計上しています。
 - また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に対する債権については、債権額から担保の処分見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる金額を計上しています。
 - 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に対する債権および法的に経営破綻の事実が発生していないものの実質的に経営破綻に陥っている債務者（実質破綻先）に対する債権については、帳簿価額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
 - すべての債権は、資産査定規程に基づき、総務部が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っています。
 - 賞与引当金
 - 賞与引当金は、職員への賞与の支給に備えるため、職員に対する支給見込額のうち、当期に帰属する金額を計上しています。
 - 退職給付引当金
 - 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当期に発生していると認められる額を計上しています。また、過去勤務債務は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により費用処理しています。数理計算上の差異については、各期の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により計算した額を、それぞれ発生期から費用処理することとしています。
 - 役員退任慰労引当金
 - 役員退任慰労引当金は、役員への退任慰労金の支給に備えて、役員退任慰労金規程による期末要支給額を計上しています。
 - 睡眠貯金払戻引当金

- 睡眠貯金払戻引当金は、利益計上した睡眠貯金について貯金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しています。
- 環境対策引当金
 - 環境対策引当金は、環境対策を目的とした支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しています。
- リース取引の処理方法
 - リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、引き続き通常の賃貸借に準じた会計処理によっています。
 - また、リース取引開始日が平成20年4月1日以降のリース取引については、原則として、通常の売買処理に係る方法に準じた会計処理によっています。重要性が乏しいと認められる場合には、通常の賃貸借に準じた会計処理によっています。
- 消費税等の会計処理の方式
 - 消費税および地方消費税の会計処理については税抜方式を採用しています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等については、繰延消費税として「雑資産」に計上し、法人税法の定める期間（5年間）で毎期均等償却しています。
- 記載金額の端数処理等
 - 貸借対照表および損益計算書の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、残高がゼロの科目については、表示していません。

II. 表示方法の変更に関する注記

前期において利用事業収益に含めて表示していた「水稲育苗代金」・「請負代金」、利用事業費用に含めて表示していた「水稲育苗費用」・「請負費用」、および指導事業収入に含めて表示していた「指導補助金」・「実費収入」・「受入事務委託料」、指導事業支出に含めて表示していた「営農改善費」・「生活改善費」・「教育情報費」については、重要性が増したため、当期より区分表示しています。

また、前期において雑損失に含めて表示していた「建物保存登記等」については、重要性が増したため、当期より区分表示しています。

III. 追加情報

- 当期首より、企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（平成21年12月4日公表）および、企業会計適用指針第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（平成21年12月4日公表）を適用しています。
- 上記1.の基準の適用に伴い、会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（平成23年3月29日）の改正および平成24年3月22日農林水産省令第27号「農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令」が平成23年4月1日以後開始する事業年度から適用されること等に伴い、特別利益の内書として独立掲記していた、「貸倒引当金戻入益」は、事業外収益に区分を変更しています。

IV. 貸借対照表に関する注記

- 国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除している当期圧縮記帳累計額は4,978千円であり、当期は圧縮記帳を実施していません。なお、累計額は平成14年度からの合計金額です。
- 為替決済取引の担保として、大阪府信用農業協同組合連合会に対して定期預金7,000,000千円を差し入れています。なお、当該担保提供資産に対応する債務はありません。
- 理事、監事に対する金銭債権の総額は、383,405千円です。
- 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権および貸出条件緩和債権の額の合計額は、37,095千円であり、その内訳は次のとおりです。

破綻先債権	—千円
延滞債権	37,095千円
3ヵ月以上延滞債権	—千円
貸出条件緩和債権	—千円

*上記債権額は貸倒引当金控除前の金額です。

なお、それぞれの定義は以下により行っています。

 - 「破綻先債権」とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立または弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホに掲げる事由または第4号に規定する事由が生じているものをいいます。
 - 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金で破綻先債権および債務者の経営再建または支援をはかることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外の貸出金をいいます。
 - 「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金（破綻先債権および延滞債権を除く。）をいいます。
 - 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建または支援をはかることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利になる取り決めを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権

平成23年度

を除く。)をいいます。

- 貸出金には、他の債権より債務の履行が後順位である旨の特約が付された大阪府信用農業協同組合連合会に対する劣後特約貸出金4,600,000千円が含まれています。
- 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。この契約に係る融資未実行残高は、2,795,236千円です。
なお、この契約は、融資実行されずに終了するものもあるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来キャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。この契約には、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産等の担保を徴求する等の与信保全上の措置等を講じています。

V. 損益計算書に関する注記

- 信用事業収益の「その他経常収益」には、睡眠貯金の繰入額5,415千円が含まれています。
- 事業外収益の「貸倒引当金戻入益」の内訳は、信用事業16,095千円、信用以外の事業110千円となっています。

VI. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体等へ貸付け、残った余裕金を大阪府信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債等の債券等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクを含んでいます。
また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的および純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクを含んでいます。
借入金は、資金調達等を目的とした大阪府信用農業協同組合連合会からの借入金です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査課を設置し各支所との連携をはかりながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準等厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上をはかるため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当規程」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化につとめています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスク等の市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化をはかっています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析等を実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築につとめています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通し等の投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALM等を考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM・リスク管理委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針およびALM・リスク管理委員会が決定された方針等に基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金および借入金です。

当組合では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.50%上昇したものと想定した場合に

は、経済価値が20,150千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保につとめています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針等の策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預 金	295,191,953	294,631,706	△560,247
有 価 証 券			
満期保有目的の債券	24,705,681	24,798,810	93,128
その他有価証券	309,396	309,396	—
貸 出 金	54,129,821		
貸 倒 引 当 金	△185,139		
貸倒引当金控除後	53,944,682	55,677,807	1,733,125
資 産 計	374,151,713	375,417,720	1,266,006
貯 金	369,831,035	369,623,712	△207,322
負 債 計	369,831,035	369,623,712	△207,322

(注) 貸出金に対応する一般貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

【負債】

① 貯金

要求貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外 部 出 資	11,344,010

(注) 外部出資は、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

平成23年度

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預金	295,191,953	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	500,000	1,000,000	—	4,000,000	9,000,000	10,200,000
その他の有価証券のうち満期があるもの	101,000	94,000	68,000	40,000	—	—
貸出金	5,528,867	9,095,537	4,483,536	3,085,934	2,643,900	29,292,046
合計	301,321,820	10,189,537	4,551,536	7,125,934	11,643,900	34,492,046

(注) 貸出金のうち、当座貸越(融資型除く)556,869千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付口については「5年超」に含めています。

- (5) その他有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金	348,238,882	11,212,051	6,684,242	2,289,005	1,337,078	69,774
合計	348,238,882	11,212,051	6,684,242	2,289,005	1,337,078	69,774

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

Ⅶ. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価および評価差額に関する事項

- (1) 売買目的有価証券
該当ありません。
- (2) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：千円)

種 類	借借対照表計上額	時 価	差 額	
時価が借借対照表計上額を超えるもの	国債	11,000,130	11,047,730	47,599
	社債	4,001,268	4,147,820	146,551
	計	15,001,399	15,195,550	194,150
時価が借借対照表計上額を超えないもの	国債	8,000,818	7,934,000	△66,818
	社債	1,703,463	1,669,260	△34,203
	計	9,704,282	9,603,260	△101,022
合 計	計	24,705,681	24,798,810	93,128

- (3) 子会社株式および関連会社株式で時価のあるもの(売買目的有価証券を除く)
該当ありません。
- (4) その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

種 類	取得原価または償却原価	借借対照表計上額	差 額	
借借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	債 券	303,104	309,396	6,292
	国債	303,104	309,396	6,292
	計	303,104	309,396	6,292
合 計	計	303,104	309,396	6,292

なお、上記差額から繰延税金負債1,753千円を差し引いた額4,538千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 当期中に売却した満期保有目的の債券
該当ありません。
3. 当期中に売却したその他有価証券
該当ありません。

Ⅷ. 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度
職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、全共連等との契約による確定給付型企業年金制度も併せて採用しています。
2. 退職給付債務およびその内訳
- | | |
|----------------------|--------------|
| ア 退職給付債務 | △2,069,378千円 |
| イ 年金資産 | 1,586,901千円 |
| ウ 未積立退職給付債務(ア+イ) | △482,476千円 |
| エ 未認識数理計算上の差異(債務の減額) | △24,112千円 |
| 退職給付引当金(ウ+エ) | △506,589千円 |
3. 退職給付費用の内訳
- | | |
|-------------------|-----------|
| ア 勤務費用 | 104,719千円 |
| イ 利息費用 | 39,826千円 |
| ウ 期待運用収益 | △23,918千円 |
| エ 過去勤務債務の費用処理額 | △2,446千円 |
| オ 数理計算上の差異の費用処理額 | △21,595千円 |
| 退職給付費用(ア+イ+ウ+エ+オ) | 96,584千円 |

4. 退職給付債務等の計算基礎

割引率	1.70%
期待運用収益率	1.37%
退職給付見込額の期間配分法	期間定額基準
過去勤務債務の処理年数	3年
数理計算上の差異の処理年数	3年

5. 特例業務負担金

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合をはかるための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当事業年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、21,931千円となっています。

また、翌事業年度以降において組合が負担することが見込まれる特例業務負担金の総額は、335,792千円(平成24年3月現在における平成44年3月までの負担金将来見込額)となっています。

Ⅸ. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(繰延税金資産)	
賞与引当金	28,177千円
退職給付引当金	143,631千円
繰延資産(建物寄付)	22,607千円
賞与引当金に係る未払費用	4,173千円
役員退任慰労引当金	6,363千円
資産除去債務	10,425千円
前払費用	3,756千円
別段貯金	19,833千円
未払事業税	7,739千円
その他	5,473千円
繰延税金資産計	252,183千円
評価性引当額	△1,053千円
繰延税金資産合計(A)	251,130千円

(繰延税金負債)

資産除去費用の資産計上額	△1,815千円
固定資産圧縮積立金	△1,687千円
外部出資	△2,465千円
その他有価証券評価益	△1,753千円
繰延税金負債合計(B)	△7,722千円
繰延税金資産の純額(A+B)	243,407千円

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	31.50%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.94%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.19%
住民税均等割等	0.96%
評価性引当額の増減	0.16%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	3.90%
その他	0.45%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.72%

3. 法人税等の税率の変更により繰延税金資産および繰延税金負債の金額が修正されたときの内容及び影響額

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)および「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が、平成23年12月2日に公布されました。平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率が引き下げられ、また、平成27年3月31日までの期間(指定期間)に開始する事業年度については、復興特別法人税が課されることになりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、前期の31.50%から、指定期間内に開始する事業年度については29.64%、平成27年4月1日以後に開始する事業年度については27.87%に変更されました。

その結果、繰延税金資産が25,341千円減少し、その他有価証券評価差額金が228千円増加し、法人税等調整額が25,569千円増加しています。

X. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項
当組合では、堺市において、将来の使用が見込まれていない遊休不動産等を有しています。
2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：千円)

借借対照表計上額	時 価
30,489	186,487

(注) 1. 借借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

2. 当期末の時価は、固定資産税評価額等を基礎として算定しています。

平成23年度

XI. 資産除去債務に関する注記

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの
- (1) 当該資産除去債務の概要
当組合は一部の事務所等に使用されている有害物質を除去する義務に関し資産除去債務を計上しています。
- (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を、当該建物等の減価償却期間（主に17年）と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う利付国債の利回り（主に1.967%）を使用して資産除去債務の金額を計算しています。
- (3) 当期における当該資産除去債務の総額の増減
- | 変動の内容 | 当期における総額の増減 |
|------------|-------------|
| 期首残高 | 37,091千円 |
| 時の経過による調整額 | 316千円 |
| 期末残高 | 37,408千円 |
2. 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務
該当事項はありません。

XII. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

1. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」および「預金」のうち、当座預金、普通預金および通知預金となっています。
2. 現金および現金同等物期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は以下のとおりです。
- | 平成23年3月31日 | |
|-----------------------|-----------------------|
| 現金・預金勘定 | 281,630,658千円 |
| 当座預金、普通預金および通知預金以外の預金 | <u>△280,050,000千円</u> |
| 現金および現金同等物 | <u>1,580,658千円</u> |
| 平成24年3月31日 | |
| 現金・預金勘定 | 296,255,454千円 |
| 当座預金、普通預金および通知預金以外の預金 | <u>△294,720,000千円</u> |
| 現金および現金同等物 | <u>1,535,454千円</u> |

平成24年度

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準および評価方法
 - (1) 満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）
 - (2) その他有価証券
 - ① 時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ② 時価を把握することが極めて困難と認められるもの：移動平均法による原価法
2. 棚卸資産の評価基準および評価方法
 - (1) 購入品：完価還元法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - (2) 販売品：最終仕入原価法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
 - 建物（建物附属設備を除く）
 - 定額法（ただし、平成10年3月31日以前に取得したものについては定率法を採用しています。）
 - 建物（建物附属設備を除く）以外
 - 定率法
 - また、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物および構築物	3年～50年
機械装置および車両運搬具	3年～12年
工具器具備品	3年～15年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
 - 定額法を採用しています。また、当組合利用のソフトウェアについては、組合内における利用可能期間（5年間）で定額法により償却しています。
 - (3) リース資産
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっています。
 - なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。上記(1)から(3)の20万円未満の資産等については、取得時に全額費用処理を行っています。
 - (1) 貸倒引当金
 - 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程および資産の償却・引当規程により、次のとおり計上しています。
 - 正常先債権および法的に経営破綻の事実が発生していないものについては、貸倒実績率で算定した金額と税法繰入限度額のいずれか多い金額を計上しています。なお、この基準に基づき、当期末は租税特別措置法第57条の10により算定した金額を計上しています。
 - また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に対する債権については、債権額から担保の処分見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる金額を計上しています。
 - 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に対する債権および法的に経営破綻の事実が発生していないもの実質的に経営破綻に陥っている債務者（実質破綻先）に対する債権については、帳簿価額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
 - すべての債権は、資産査定規程に基づき、総務部が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っています。
 - (2) 賞与引当金
 - 賞与引当金は、職員への賞与の支給に備えるため、職員に対する支給見込額のうち、当期に帰属する金額を計上しています。
 - (3) 退職給付引当金
 - 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当期に発生していると認められる額を計上しています。また、数理計算上の差異については、各期の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により計算した額を、それぞれ発生期から費用処理することとしています。
 - (4) 役員退職慰労引当金
 - 役員退職慰労引当金は、役員員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程による期末要支給額を計上しています。
 - (5) 睡眠貯金払戻引当金
 - 睡眠貯金払戻引当金は、利益計上した睡眠貯金について貯金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しています。
 - (6) 環境対策引当金
 - 環境対策引当金は、環境対策を目的とした支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しています。
 - (7) 固定資産解体等引当金
 - 固定資産解体等引当金は、店舗解体等を目的とした支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しています。

（追加情報）

- 店舗解体等について、具体的な実施計画が当期において策定されたことに伴い、引当金を計上しています。これにより、特別損失のうち「固定資産解体等引当金繰入額」に11,370千円計上した結果、税引前当期利益は11,370千円減少しています。
5. リース取引の処理方法
 - リース取引開始日が平成20年4月1日以降のリース取引については、原則として、通常の売買処理に係る方法に準じた会計処理によっていますが、重要性が乏しいと認められる場合には、通常の賃貸借に準じた会計処理によっています。
6. 消費税等の会計処理の方式
 - 消費税および地方消費税の会計処理については税抜方式を採用しています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等については、繰延消費税として「雑資産」に計上し、法人税法の定める期間（5年間）で毎期均等償却しています。
7. 記載金額の端数処理等
 - 貸借対照表および損益計算書の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、残高がゼロの科目については、表示していません。

II. 会計方針の変更に関する注記

- （減価償却方法の変更）
- 法人税法の改正に伴い、当期より平成24年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しています。これにより、従来の方法と比べて、当事業年度の事業管理費が4,125千円減少し、事業利益、経常利益、税引前当期利益が同額増加しています。

III. 表示方法の変更に関する注記

- 販売事業収益について、堺市指定管理業務に伴う堺市指定業者等からの委託販売品に係る手数料は、従来、販売手数料としていましたが、当期より販売雑収入に計上する方法に変更しています。この変更は、当組合が販売事業として取り扱う品目と当該委託品目との分別を明確にするために行ったものです。これによる当期の事業利益、経常利益および税引前当期利益への影響はありません。

IV. 貸借対照表に関する注記

1. 国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除している当期圧縮記帳累計額は4,978千円であり、当期は圧縮記帳を実施していません。なお、累計額は平成14年度からの合計金額です。
2. 為替決済取引の担保として、大阪府信用農業協同組合連合会に対して定期預金12,000,000千円を差し入れています。なお、当該担保提供資産に対応する債務はありません。
3. 理事、監事に対する金銭債権の総額は、312,703千円です。
4. 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権および貸出条件緩和債権の額の合計額は、30,911千円であり、その内訳は次のとおりです。

破綻先債権	—千円
延滞債権	30,911千円
3ヵ月以上延滞債権	—千円
貸出条件緩和債権	—千円

*上記債権額は貸倒引当金控除前の金額です。
 なお、それぞれの定義は以下により行っています。

 - イ。「破綻先債権」とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立または弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホに掲げる事由または第4号に規定する事由が生じているものをいいます。
 - ロ。「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金で破綻先債権および債務者の経営再建または支援をはかることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金をいいます。
 - ハ。「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金（破綻先債権および延滞債権を除く。）をいいます。
 - ニ。「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建または支援をはかることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利になる取り決めを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権を除く。）をいいます。
5. 貸出金には、他の債権より債務の履行が後順位である旨の特約が付された大阪府信用農業協同組合連合会に対する劣後特約貸出金4,600,000千円が含まれています。
6. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。この契約に係る融資未実行残高は、2,533,337千円です。
 - なお、この契約は、融資実行されずに終了するものもあるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来キャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。この契約には、金融情勢の変化、債権の

平成24年度

保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産等の担保を徴求するなどの与信保全上の措置等を講じています。

V. 損益計算書に関する注記

1. 信用事業収益の「その他経常収益」には、睡眠貯金の繰入額139,477千円が含まれています。
2. 信用事業費用の「その他経常費用」には、睡眠貯金の払戻額330千円が含まれています。
3. 事業外収益の「貸倒引当金戻入益」の内訳は、信用事業21,718千円、信用以外の事業3,356千円となっています。

VI. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体へ貸し付け、残った余裕金を大阪府信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や社債等の債券等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクを含んでいます。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的および純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクを含んでいます。借入金は、資金調達等を目的とした大阪府信用農業協同組合連合会等からの借入金です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査課を設置し各支所との連携をはかりながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フロー等により償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準等厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上をはかるため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当規程」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化につとめています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスク等の市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化をはかっています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析等を実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築につとめています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通し等の投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALM等を考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM・リスク管理委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針およびALM・リスク管理委員会が決定された方針等に基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金および借入金です。

当組合では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.27%下落したものと想定した場合には、経済価値が37,046千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保につとめています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な

要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針等の策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預 金	313,323,471	312,867,261	△456,210
有 価 証 券			
満期保有目的の債券	24,703,516	24,851,020	147,503
その他有価証券	205,668	205,668	—
貸 出 金	49,502,181		
貸 倒 引 当 金	△163,421		
貸倒引当金控除後	49,338,760	50,949,600	1,610,840
資 産 計	387,571,417	388,873,550	1,302,133
貯 金	384,188,187	384,059,706	△128,480
負 債 計	384,188,187	384,059,706	△128,480

(注) 貸出金に対応する一般貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外 部 出 資	12,079,755

(注) 外部出資については、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

平成24年度

(4) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預 金	313,323,471	—	—	—	—	—
有 価 証 券						
満期保有目的の債券	1,000,000	—	4,000,000	9,000,000	3,200,000	7,500,000
その他の有価証券のうち満期があるもの	94,000	68,000	40,000	—	—	—
貸 出 金	9,763,970	4,507,415	3,109,629	2,671,086	2,352,268	27,097,811
合 計	324,181,442	4,575,415	7,149,629	11,671,086	5,552,268	34,597,811

(注) 貸出金のうち、当座貸越(融資型除く)510,590千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(5) その他有利子負債の決算日後の返済予定額
(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯 金	366,979,065	9,001,242	6,040,789	1,680,453	431,696	54,938
合 計	366,979,065	9,001,242	6,040,789	1,680,453	431,696	54,938

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

Ⅶ. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価および評価差額に関する事項

- (1) 売買目的有価証券
該当ありません。
- (2) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	10,999,947	11,043,560	43,612
	社 債	4,500,000	4,672,840	172,840
	計	15,499,947	15,716,400	216,452
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	8,000,721	7,959,000	△41,721
	社 債	1,202,846	1,175,620	△27,226
	計	9,203,568	9,134,620	△68,948
合 計	24,703,516	24,851,020	147,503	

- (3) 子会社株式会社および関連会社株式で時価のあるもの(売買目的有価証券を除く)
該当ありません。

- (4) その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

種 類	取得原価または償却原価	貸借対照表計上額	差 額	
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	債 券	202,047	205,668	3,621
	国 債	202,047	205,668	3,621
	計	202,047	205,668	3,621
合 計	202,047	205,668	3,621	

なお、上記差額から繰延税金負債1,009千円を差し引いた額2,612千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 当期中に売却した満期保有目的の債券
該当ありません。
3. 当期中に売却したその他有価証券
該当ありません。

Ⅷ. 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、全共連等との契約による確定給付型企業年金制度も併せて採用しています。

2. 退職給付債務およびその内訳

(単位：千円)

ア 退職給付債務	△1,800,269
イ 年金資産	1,417,756
ウ 未積立退職給付債務(ア+イ)	△382,512
エ 未認識数理計算上の差異(債務の減額)	689
退職給付引当金(ウ+エ)	△381,823

3. 退職給付費用の内訳

(単位：千円)

ア 勤務費用	104,063
イ 利息費用	35,625
ウ 期待運用収益	△21,740

エ 数理計算上の差異の費用処理額 △20,710

退職給付費用(ア+イ+ウ+エ) 97,237

4. 退職給付債務等の計算基礎

割引率	0.90%
期待運用収益率	1.36%
退職給付見込額の期間配分法	期間定額基準
数理計算上の差異の処理年数	3年

5. 特例業務負担金

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合をはかるための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当事業年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、22,194千円となっています。

また、翌事業年度以降において組合が負担することが見込まれる特例業務負担金の総額は、334,435千円(平成25年3月現在における平成44年3月までの負担金将来見込額)となっています。

Ⅸ. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(繰延税金資産) (単位：千円)

賞与引当金	27,436
退職給付引当金	107,400
繰延資産(建物寄付)	20,737
賞与引当金に係る未払費用	4,194
役員退職慰労引当金	8,254
資産除去債務	10,514
前払費用	3,847
別段貯金	14,184
未払事業税	11,203
睡眠貯金戻引当金	2,688
固定資産解体等引当金	3,370
その他	6,067
繰延税金資産計	219,901
評価性引当額	△269
繰延税金資産合計(A)	219,631

(繰延税金負債)

資産除去費用の資産計上額	△1,562
固定資産圧縮積立金	△1,425
外部出資	△2,465
その他有価証券評価益	△1,009
繰延税金負債合計(B)	△6,462
繰延税金資産の純額(A+B)	213,169

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

(単位：%)

法定実効税率	29.64
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.37
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.00
住民税均等割等	0.86
投資促進税制の税額控除	△1.26
評価性引当額の増減	△0.11
税率差異による影響	△0.18
その他	△0.24
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.08

X. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当組合では、堺市において、将来の使用が見込まれていない遊休不動産を有しています。

2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時 価
30,060	183,827

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

2. 当期末の時価は、固定資産税評価額等を基礎として算定しています。

XI. リース取引に関する注記

リース取引開始日が平成20年4月1日以降のリース取引に関する事項(リース物件の所有権が借り手に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引)

1. リース資産の内容

有形固定資産
主として電子計算機です。

2. リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によって

平成24年度

います。

XII. 資産除去債務に関する注記

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの
 - (1) 当該資産除去債務の概要
当組合は一部の事務所等に使用されている有害物質を除去する義務に関し資産除去債務を計上しています。
 - (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を、当該建物等の減価償却期間（主に17年）と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う利付国債の利回り（主に1.967%）を採用しています。
 - (3) 貸借対照表に計上している当期における当該資産除去債務の総額の増減
- | | (単位：千円) |
|------------|-------------|
| 変動の内容 | 当期における総額の増減 |
| 当期首残高 | 37,408 |
| 時の経過による調整額 | 320 |
| 履行による減少 | △1,550 |
| 当期末残高 | 36,177 |
2. 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務
該当事項はありません。

XIII. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

1. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」および「預金」のうち、当座預金、普通預金および通知預金となっています。
 2. 現金および現金同等物期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は以下のとおりです。
- | | (単位：千円) |
|-----------------------|------------------|
| 平成24年3月31日 | |
| 現金・預金勘定 | 296,255,454 |
| 当座預金、普通預金および通知預金以外の預金 | △294,720,000 |
| 現金および現金同等物 | <u>1,535,454</u> |
| 平成25年3月31日 | |
| 現金・預金勘定 | 314,480,675 |
| 当座預金、普通預金および通知預金以外の預金 | △312,820,000 |
| 現金および現金同等物 | <u>1,660,675</u> |
3. 重要な非資金取引
当期に計上したファイナンス・リース取引に係る「リース資産」および「リース債務」の額は以下のとおりです。
- | | (単位：千円) |
|-------|---------------|
| リース資産 | 58,357 |
| リース債務 | <u>61,275</u> |

5 剰余金処分計算書

(単位：千円)

項 目	平成23年度 総代会承認日 平成24年 6 月 20日	平成24年度 総代会承認日 平成25年 6 月 23日
当 期 未 処 分 剰 余 金	849,156	967,502
積 立 金 取 崩 額	702	622
圧 縮 積 立 金	702	622
剰 余 金 処 分 額	401,410	407,145
(1) 利 益 準 備 金	12,506	18,160
(2) 任 意 積 立 金	350,173	350,000
特 別 積 立 金	350,000	350,000
圧 縮 積 立 金	173	—
(3) 出 資 配 当 金	38,730	38,985
(出資配当率)	(3.5%)	(3.5%)
次 期 繰 越 剰 余 金	448,448	560,979

(注) 1. 任意積立金のうち、一定の目的のために設定した積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準、取崩基準等は次のとおりです。

種 類	信用事業基盤強化積立金	施設整備積立金	有価証券価格変動積立金	貸出債権積立金
積 立 目 的	信用事業の改善・発展に必要な資金を積み立てる	中長期的に予定する施設の取得に必要な資金を積み立てる	有価証券運用の価格変動リスクに対して必要な資金を積み立てる	貸出金の強化に必要な資金を積み立てる
積 立 目 標 額	期末貯金・定期積金残高の100分の1.5	5 億円	期末有価証券残高の100分の5を限度とする	期末貸出残高の100分の2.5
積 立 基 準	目標額の範囲内において、当期剰余金を参酌し積み立てる			
取 崩 基 準	信用事業の基盤に重大な影響があるという事実が発生した場合にその減少額等の範囲内で取り崩す	積立目的が達成された日の属する決算期を含む5年の間で、当該年度の費用相当分を参酌の上、計画的に取り崩す	時価の著しい下落にともなう評価損計上(減損処理)により、当期剰余金に重要な影響を与える年度に当該減損処理相当額を取り崩す	貸倒損失により、当期剰余金に重要な影響を与える場合にその損失額等の範囲内で取り崩す
23 年 度 積 立 額	—	—	—	—
23 年 度 積 立 累 計 額	1,400,000,000円	430,000,000円	100,000,000円	620,000,000円
24 年 度 積 立 額	—	—	—	—
24 年 度 積 立 累 計 額	1,400,000,000円	430,000,000円	100,000,000円	620,000,000円

2. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額 50,000,000円が含まれています。

6 部門別損益計算書

■平成23年度

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	5,182,772	3,239,729	1,006,981	801,690	134,370	0	
事業費用 ②	1,800,927	882,186	61,385	657,516	179,080	20,758	
事業総利益 (①-②) ③	3,381,845	2,357,543	945,595	144,173	△44,709	△20,758	
事業管理費 ④	2,869,777	1,885,023	578,058	230,659	103,633	72,402	
(うち減価償却費) ⑤	119,349	75,111	18,526	18,796	4,084	2,831	
(うち人件費) ⑥	1,987,962	1,199,403	471,657	162,724	89,618	64,559	
※うち共通管理費 (うち減価償却費) ⑦		585,574	152,477	59,565	12,863	8,848	△819,329
(うち人件費) ⑧		9,922	2,583	1,009	217	149	△13,883
事業利益 (③-④) ⑨	512,067	472,520	367,537	△86,485	△148,343	△93,161	
事業外収益 ⑩	161,040	151,497	4,498	4,718	241	83	
※うち共通分 ⑪		5,558	1,447	565	122	83	△7,777
事業外費用 ⑫	11,432	8,170	2,127	831	179	123	
※うち共通分 ⑬		8,170	2,127	831	179	123	△11,432
経常利益 (⑨+⑩-⑫) ⑭	661,675	615,847	369,907	△82,598	△148,281	△93,200	
特別利益 ⑮	5,882	4,203	1,094	427	92	63	
※うち共通分 ⑯		4,203	1,094	427	92	63	△5,882
特別損失 ⑰	17,847	12,784	3,435	1,166	285	175	
※うち共通分 ⑱		11,368	2,960	1,156	249	171	△15,907
税引前当期利益 (⑭+⑮-⑰) ⑲	649,709	607,266	367,567	△83,337	△148,474	△93,312	
営農指導事業分配賦額 ⑳		67,315	17,570	6,895	1,530	△93,312	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益 (⑲-⑳) ㉑	649,709	539,951	349,996	△90,232	△150,004		

※⑥、⑩、⑫、⑬、⑱は、各事業に直課できない部分

■平成24年度

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	5,287,631	3,313,492	1,015,012	838,578	120,547	0	
事業費用 ②	1,830,082	895,895	59,097	689,038	166,339	19,712	
事業総利益 (①-②) ③	3,457,548	2,417,596	955,915	149,540	△45,791	△19,712	
事業管理費 ④	2,887,377	1,930,770	554,692	208,106	115,227	78,581	
(うち減価償却費) ⑤	134,140	93,286	18,519	15,678	4,061	2,594	
(うち人件費) ⑥	1,996,544	1,229,053	451,270	145,640	99,974	70,605	
※うち共通管理費 (うち減価償却費) ⑦		627,546	158,232	56,883	15,545	10,247	△868,455
(うち人件費) ⑧		10,590	2,670	960	262	172	△14,656
事業利益 (③-④) ⑨	570,170	486,826	401,223	△58,566	△161,018	△98,293	
事業外収益 ⑩	191,846	165,669	17,823	7,846	451	55	
※うち共通分 ⑪		3,406	858	308	84	55	△4,713
事業外費用 ⑫	6,624	4,786	1,206	433	118	78	
※うち共通分 ⑬		4,786	1,206	433	118	78	△6,624
経常利益 (⑨+⑩-⑫) ⑭	755,393	647,710	417,839	△51,154	△160,686	△98,316	
特別利益 ⑮	0	0	0	0	0	0	
※うち共通分 ⑯		0	0	0	0	0	0
特別損失 ⑰	33,693	25,196	7,098	423	405	570	
※うち共通分 ⑱		3,512	885	318	87	57	△4,860
税引前当期利益 (⑭+⑮-⑰) ⑲	721,699	622,514	410,741	△51,577	△161,091	△98,886	
営農指導事業分配賦額 ⑳		72,216	18,254	6,575	1,839	△98,886	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益 (⑲-⑳) ㉑	721,699	550,297	392,486	△58,153	△162,930		

※⑥、⑩、⑫、⑬、⑱は、各事業に直課できない部分

部門別損益計算書(平成23年度)注記

- 共通管理費等および営農指導事業の他部門への配賦基準等
 - 共通管理費等

事業区分別職員数割、事業総利益割および人件費を除いた事業管理費割の平均
 - 営農指導事業
 - と同基準

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合) (単位：%)

区 分	信 用 事 業	共 済 事 業	農 業 関 連 事 業	生 活 其 他 事 業	営 農 指 導 事 業	共 通 管 理 費 等	合 計
共通管理費等	71.47	18.61	7.27	1.57	1.08	100.00	
営農指導事業	72.14	18.83	7.39	1.64		100.00	

(参考) 部門別の資産 (単位：百万円)

区 分	信 用 事 業	共 済 事 業	農 業 関 連 事 業	生 活 其 他 事 業	営 農 指 導 事 業	共 通 管 理 費 等	合 計
事業別の総資産	387,195	2,446	499	156	129	925	391,350
総資産(共通資産配賦後)※ (うち固定資産)	387,857 (1,033)	2,618 (318)	567 (415)	170 (144)	139 (136)		391,350 (2,049)

※共通資産の配賦は、上表「共通管理費等」配賦割合による

部門別損益計算書(平成24年度)注記

- 共通管理費等および営農指導事業の他部門への配賦基準等
 - 共通管理費等

事業区分別職員数割、事業総利益割および人件費を除いた事業管理費割の平均
 - 営農指導事業
 - と同基準

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合) (単位：%)

区 分	信 用 事 業	共 済 事 業	農 業 関 連 事 業	生 活 其 他 事 業	営 農 指 導 事 業	共 通 管 理 費 等	合 計
共通管理費等	72.26	18.22	6.55	1.79	1.18	100.00	
営農指導事業	73.03	18.46	6.65	1.86		100.00	

(参考) 部門別の資産 (単位：百万円)

区 分	信 用 事 業	共 済 事 業	農 業 関 連 事 業	生 活 其 他 事 業	営 農 指 導 事 業	共 通 管 理 費 等	合 計
事業別の総資産	401,730	2,434	467	172	129	731	405,666
総資産(共通資産配賦後)※ (うち固定資産)	402,258 (1,123)	2,567 (323)	515 (346)	185 (155)	138 (135)		405,666 (2,084)

※共通資産の配賦は、上表「共通管理費等」配賦割合による

7 財務諸表の正確性等にかかる確認

「財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任の明確化について（要請）」（平成17年10月14日付金監第2835号・17経営第3991号）に基づく、当組合の財務諸表の適正性、および財務諸表作成にかかる内部監査の有効性に関する代表者の確認書は以下のとおりです。


確 認 書

1. 私は、当JAの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。
2. 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部署が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成25年7月5日

堺市農業協同組合

代表理事組合長

土山 和英 

1 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：千円、口、人)

項目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
経常収益	5,775,008	5,403,022	5,345,148	5,182,772	5,287,631
信用事業収益	4,027,707	3,653,419	3,437,252	3,239,729	3,313,492
共済事業収益	954,248	977,556	995,745	1,006,981	1,015,012
農業関連事業収益	628,566	603,470	784,484	860,091	888,968
その他事業収益	164,485	168,576	127,665	75,969	70,157
経常利益	527,441	519,534	729,900	661,675	755,393
当期剰余金	363,475	255,031	508,687	404,653	519,053
出資金	1,090,245	1,101,140	1,116,208	1,122,461	1,131,541
(出資口数)	(1,090,245)	(1,101,140)	(1,116,208)	(1,122,461)	(1,131,541)
純資産額	14,838,189	15,067,569	15,549,142	15,919,710	16,406,982
総資産額	359,726,536	365,502,950	379,849,532	391,350,777	405,666,115
貯金等残高	337,516,893	343,616,692	358,044,546	369,831,035	384,188,187
貸出金残高	62,310,716	61,960,622	58,856,035	54,129,821	49,502,181
有価証券残高	27,355,515	26,318,774	25,664,120	25,015,077	24,909,185
剰余金配当金額	37,538	37,955	38,379	38,730	38,985
出資配当の額	37,538	37,955	38,379	38,730	38,985
事業分量配当の額	—	—	—	—	—
職員数	335	344	343	338	340
単体自己資本比率	18.38%	18.32%	18.09%	17.56%	17.30%

(注) 1. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

2. 単体自己資本比率は、金融庁・農林水産省告示（農業協同組合法第11条の2の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準）に定められた算式で算定したものです。

3. 信託業務の取り扱いはありません。

2 利益総括表

(単位：千円)

種 類	平成23年度	平成24年度	増 減
資金運用収益	3,136,026	3,069,913	△66,112
資金調達費用	624,787	597,086	△27,701
資金運用収支	2,511,239	2,472,827	△38,411
役務取引等収益	49,306	51,236	1,929
役務取引等費用	14,568	16,218	1,650
役務取引等収支	34,737	35,017	279
その他信用事業収益	54,386	192,327	137,940
その他信用事業費用	242,829	282,590	39,760
その他信用事業収支	△188,442	△90,263	98,179
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	2,357,533 0.63%	2,417,581 0.63%	60,047 0.00%
共済事業粗利益 (共済事業粗利益率)	945,595 0.14%	955,915 0.14%	10,319 0.00%
購買事業粗利益 (購買事業粗利益率)	49,473 8.48%	51,372 8.78%	1,899 0.30%
販売事業粗利益 (販売事業粗利益率)	84,953 17.82%	89,560 20.03%	4,607 2.21%
総粗利益 (総粗利益率)	3,381,845 0.87%	3,457,548 0.86%	75,703 △0.01%

- (注) 1. 信用事業粗利益率=信用事業粗利益÷資金運用勘定平均残高×100
 2. 共済事業粗利益率=共済事業粗利益÷長期共済保有高×100
 3. 購買事業粗利益率=購買事業粗利益÷購買取扱高×100
 4. 販売事業粗利益率=販売事業粗利益÷販売取扱高×100
 5. 総粗利益率=総粗利益÷総資産平均残高×100

3 資金運用収支の内訳

(単位：千円)

項 目	平成23年度			平成24年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資金運用勘定	370,986,515	3,136,026	0.84%	381,716,920	3,069,913	0.80%
うち預 金	288,711,672	2,015,730	0.69%	304,690,926	2,116,212	0.69%
うち有 価 証 券	25,172,901	142,993	0.56%	24,996,057	95,609	0.38%
うち貸 出 金	57,101,942	977,303	1.71%	52,029,935	858,091	1.64%
資金調達勘定	367,479,167	624,787	0.17%	379,554,379	597,086	0.15%
うち貯金・定期積金	364,599,901	599,246	0.16%	377,080,346	575,576	0.15%
うち借 入 金	2,879,265	24,865	0.86%	2,474,033	21,082	0.85%
総資金利ざや			0.06%			0.03%

- (注) 1. 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価(資金調達利回り+経費率)
 2. (注)1の経費率には、信用事業の指導部費負担額を含めています。

4 受取・支払利息の増減額

(単位：千円)

項 目	平成23年度増減額	平成24年度増減額
受 取 利 息	△214,739	△66,112
うち預 金	△103,636	100,482
うち有 価 証 券	△29,756	△47,383
うち貸 出 金	△81,346	△119,211
支 払 利 息	△118,447	△27,452
うち貯金・定期積金	△114,989	△23,669
うち譲渡性貯金	—	—
うち借 入 金	△3,457	△3,782

(注) 増減額は前年度対比です。

1 信用事業

(1) 貯金に関する指標

①貯金の科目別期末残高

(単位：千円)

種 類	平成23年度		平成24年度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
当 座 貯 金	267,378	0.07%	230,776	0.06%	△36,601
普 通 貯 金	82,487,475	22.30%	87,903,255	22.88%	5,415,780
貯 蓄 貯 金	1,733,465	0.46%	1,519,984	0.39%	△213,481
通 知 貯 金	7,000	0.00%	15,500	0.00%	8,500
その他の流動性貯金	631,293	0.17%	518,361	0.13%	△112,932
流動性貯金計	85,126,613	23.01%	90,187,877	23.47%	5,061,264
定 期 貯 金	253,709,263	68.60%	268,841,580	69.97%	15,132,317
定 期 積 金	30,840,087	8.33%	25,009,405	6.50%	△5,830,682
その他の定期性貯金	155,071	0.04%	149,323	0.03%	△5,747
定期性貯金計	284,704,422	76.98%	294,000,309	76.52%	9,295,887
譲渡性貯金その他の貯金	—	—	—	—	—
合 計	369,831,035	100.00%	384,188,187	100.00%	14,357,151

②貯金の科目別平均残高

(単位：千円)

種 類	平成23年度		平成24年度		増 減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
当 座 貯 金	157,836	0.04%	175,762	0.04%	17,925
普 通 貯 金	81,102,711	22.24%	84,885,793	22.51%	3,783,082
貯 蓄 貯 金	1,811,527	0.49%	1,640,040	0.43%	△171,487
通 知 貯 金	48,646	0.01%	9,003	0.00%	△39,642
その他の流動性貯金	737,513	0.20%	662,703	0.17%	△74,809
流動性貯金計	83,858,235	23.00%	87,373,303	23.17%	3,515,067
定 期 貯 金	250,241,973	68.63%	262,346,434	69.57%	12,104,461
定 期 積 金	30,327,833	8.31%	27,210,988	7.21%	△3,116,844
その他の定期性貯金	171,859	0.04%	149,618	0.03%	△22,240
定期性貯金計	280,741,665	76.99%	289,707,042	76.82%	8,965,377
譲渡性貯金その他の貯金	—	—	—	—	—
合 計	364,599,901	100.00%	377,080,346	100.00%	12,480,444

③定期貯金の金利条件別内訳残高

(単位：千円)

種 類	平成23年度		平成24年度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
固定自由金利定期	253,684,975	99.99%	268,825,599	99.99%	15,140,624
変動自由金利定期	19,686	0.00%	14,971	0.00%	△4,714
その他定期貯金	4,601	0.00%	1,009	0.00%	△3,592
合 計	253,709,263	100.00%	268,841,580	100.00%	15,132,317

(注) 1. 固定自由金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金
 2. 変動自由金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金

(2) 貸出金等に関する指標

① 貸出金の科目別期末残高

(単位：千円)

種 類	平成23年度		平成24年度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
手形貸付	5,000	0.00%	9,500	0.01%	4,500
証券書貸付	48,912,103	90.36%	44,332,397	89.55%	△4,579,706
当座貸越	556,869	1.02%	510,590	1.03%	△46,278
制度資金貸付	55,849	0.10%	49,693	0.10%	△6,155
金融機関貸付	4,600,000	8.49%	4,600,000	9.29%	—
合 計	54,129,821	100.00%	49,502,181	100.00%	△4,627,640

② 貸出金の科目別平均残高

(単位：千円)

種 類	平成23年度		平成24年度		増 減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
手形貸付	8,855	0.01%	5,954	0.01%	△2,900
証券書貸付	51,849,301	90.80%	46,841,607	90.02%	△5,007,694
当座貸越	585,077	1.02%	529,748	1.01%	△55,328
制度資金貸付	58,708	0.10%	52,625	0.10%	△6,083
金融機関貸付	4,600,000	8.05%	4,600,000	8.84%	—
合 計	57,101,942	100.00%	52,029,935	100.00%	△5,072,007

③ 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：千円)

種 類	平成23年度		平成24年度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
固定金利貸出	37,128,064	68.59%	34,263,565	69.21%	△2,864,498
変動金利貸出	16,444,887	30.38%	14,728,025	29.75%	△1,716,862
その他の貸出	556,869	1.02%	510,590	1.03%	△46,278
合 計	54,129,821	100.00%	49,502,181	100.00%	△4,627,640

④ 貸出金の担保別内訳残高

(単位：千円)

種 類	平成23年度		平成24年度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
物的担保	貯蓄金等	671,391	624,455	△46,935	
	有価証券	—	—	—	
	不動産	—	—	—	
	その他の担保物	1,774,822	1,416,083	△358,738	
計	2,446,213	2,040,538	△405,674		
保証	農業信用基金協会保証	33,865,407	31,092,925	△2,772,482	
	その他の保証	1,755	230,557	228,801	
	計	33,867,163	31,323,482	△2,543,680	
信用	17,795,203	16,138,160	△1,657,043		
合 計	54,108,580	49,502,181	△4,606,398		

⑤ 債務保証見返額の担保別内訳残高

該当項目はありません。

⑥ 貸出金の用途別内訳残高

(単位：千円)

種 類	平成23年度		平成24年度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
設備資金	42,492,700	78.50%	40,073,415	80.95%	△2,419,285
運転資金	11,442,930	21.13%	9,245,294	18.67%	△2,197,635
その他	194,190	0.35%	183,470	0.37%	△10,719
合 計	54,129,821	100.00%	49,502,181	100.00%	△4,627,640

⑦貸出金の業種別残高

(単位：千円)

種 類	平成23年度		平成24年度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
製 造 業	205,588	0.37%	200,450	0.40%	△5,137
農 業	1,166,211	2.15%	1,006,335	2.03%	△159,875
林 業	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—
鉱 業	443	0.00%	—	—	△443
建 設 業	247,124	0.45%	225,792	0.45%	△21,331
電気・ガス・熱供給・水道業	32,942	0.06%	28,703	0.05%	△4,239
情報通信業	—	—	—	—	—
運 輸 業	101,359	0.18%	97,397	0.19%	△3,961
卸 売 ・ 小 売 業	165,051	0.30%	194,993	0.39%	29,941
金 融 ・ 保 険 業	4,619,584	8.53%	4,618,101	9.32%	△1,483
不 動 産 業	9,018,362	16.66%	7,970,045	16.10%	△1,048,317
各 種 サ ー ビ ス 業	696,865	1.28%	666,436	1.34%	△30,428
地 方 公 共 団 体	13,195,203	24.37%	11,538,160	23.30%	△1,657,043
個人(住宅・消費・納税資金等)	24,681,083	45.59%	22,955,765	46.37%	△1,725,318
合 計	54,129,821	100.00%	49,502,181	100.00%	△4,627,640

(注) 業種区分は総務省の日本標準産業分類に基づいています。

⑧主要な農業関係の貸出金残高

●営農類型別

(単位：千円)

種 類	平成23年度	平成24年度	増 減
穀 作	58,895	46,485	△12,410
野 菜 ・ 園 芸	33,771	30,546	△3,225
果 樹 ・ 樹 園 農 業	—	—	—
工 芸 作 物	—	—	—
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	27,138	24,451	△2,686
養 鶏 ・ 養 卵	—	—	—
養 蚕	—	—	—
そ の 他 農 業	150,637	139,496	△11,141
農 業 関 連 団 体 等	—	—	—
合 計	270,443	240,980	△29,463

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関連する事業に必要な資金等が該当します。

なお、前掲⑦の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が該当します。

●資金種類別

(単位：千円)

種 類	平成23年度	平成24年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	267,188	238,901	△28,287
農 業 制 度 資 金	3,255	2,079	△1,176
う ち 農 業 制 度 資 金	3,255	2,079	△1,176
う ち そ の 他 制 度 資 金	—	—	—
合 計	270,443	240,980	△29,463

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで信連が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

⑨ リスク管理債権の状況

(単位：千円)

区 分	平成23年度	平成24年度	増 減
破 綻 先 債 権 額 (A)	—	—	—
延 滞 債 権 額 (B)	37,095	30,911	△6,183
3 ヶ 月 以 上 延 滞 債 権 額 (C)	—	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権 額 (D)	—	—	—
合 計 ((E)=(A)+(B)+(C)+(D))	37,095	30,911	△6,183
う ち 担 保 保 証 付 債 権 額 (F)	37,095	30,911	△6,183
担保保証付控除後債権額 ((G)=(E)-(F))	—	—	—
個 別 貸 倒 引 当 金 勘 定 残 高 (H)	—	—	—
差 引 額 ((I)=(G)-(H))	—	—	—

(注) 1. 破綻先債権

元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立または弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じているものをいいます。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、注1に掲げるものおよび債務者の経営再建または支援をはかることを目的として利息の支払を猶予したものの以外ものをいいます。

3. 3ヶ月以上延滞債権

元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金（注1、注2に掲げるものを除く）をいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建または支援をはかることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金（注1、注2および注3に掲げるものを除く）をいいます。

5. 担保保証付債権額

リスク管理債権のうち、貯金・定期積金、有価証券（上場公社債、上場株式）および確実な不動産担保付の貸出金残高ならびに農業信用基金協会等公的保証機関等による保証付の貸出金についての当該担保・保証相当額をいいます。

6. 担保保証付控除後債権額

リスク管理債権額合計額から、担保保証付債権額を控除した貸出金残高をいいます。

⑩ 金融再生法開示債権の状況

●金融再生法に基づく資産査定額

(単位：千円)

区 分	平成23年度	平成24年度
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	—	—
危 険 債 権	37,095	30,911
要 管 理 債 権	—	—
合 計	37,095	30,911
正 常 債 権	54,167,995	49,539,069

本表記載の資産査定額は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、貸借対照表の貸出金、貸付有価証券、債務保証見返、信用未収利息および信用仮払金の各勘定について、債務者の財政状態および経営成績等を基礎として、以下のとおり区分しています。

なお、当組合は同法の対象とはなっていませんが、参考として、同法の定める基準に従い資産査定額を平成15年度より記載しています。

(注) 1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取ができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、「3ヶ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。

4. 正常債権

債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権」以外の債権をいいます。

●金融再生法開示債権の保全状況

(単位：千円)

区 分	平成23年度	平成24年度
金融再生法開示債権合計 (A)	37,095	30,911
保 全 額 合 計 (B)	37,095	30,911
う ち 貸 倒 引 当 金	—	—
う ち 担 保 保 証 等	37,095	30,911
保 全 率 (A)/(B)	100.00%	100.00%

(注) 貸倒引当金は、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いた金額を記載しています。

⑪ 元本補填契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

<参考> 開示債権と自己査定的相关図

対象債権	< 自己査定債務者区分 >			< 金融再生法債権区分 >			< リスク管理債権区分 >		
	信用事業総与信 貸出金	信用事業以外の与信 その他の債権	信用事業以外の与信	信用事業総与信 貸出金	信用事業以外の与信 その他の債権	信用事業以外の与信	信用事業総与信 貸出金	信用事業以外の与信 その他の債権	信用事業以外の与信
	破綻先			破産更生債権およびこれらに準ずる債権			破綻先債権		
	実質破綻先						延滞債権		
	破綻懸念先			危険債権					
要注意先	要管理先			要管理債権			3ヵ月以上延滞債権		
		その他の要注意先					貸出条件緩和債権		
	正常先			正常債権					

<ul style="list-style-type: none"> ●破綻先 法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者 ●実質破綻先 法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが不明瞭であると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者 ●破綻懸念先 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（金融機関等の支援継続中の債務者を含む） ●要管理先 要注意先の債務者のうち当該債務者の債権の全部または一部が次に掲げる債権に該当する債務者 i 3ヵ月以上延滞債権 元金または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸出債権 ii 貸出条件緩和債権 経済的困難に陥った債務者の再建または支援をはかり、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権 ●その他の要注意先 要管理先以外の要注意先に属する債務者 ●正常先 業況が良好であり、かつ、財務内容につき特段の問題がないと認められる債務者 	<ul style="list-style-type: none"> ●破産更生債権およびこれらに準ずる債権 破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権 ●危険債権 債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取ができない可能性の高い債権 ●要管理債権 自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、「3ヵ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金 ●正常債権 債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権」以外の債権 	<ul style="list-style-type: none"> ●破綻先債権 元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立または弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じているものをいう。 ●延滞債権 未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権に掲げるものおよび債務者の経営再建または支援をはかることを目的として利息の支払を猶予したもののものをいう。 ●3ヵ月以上延滞債権 元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金（破綻先債権、延滞債権に掲げるものを除く）をいう。 ●貸出条件緩和債権 債務者の経営再建または支援をはかることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に掲げるものを除く）をいう。
--	---	---

⑫ 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：千円)

区 分	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他	
平成23年度	一般貸倒引当金	201,235	185,139	—	201,235
	個別貸倒引当金	—	—	—	—
	合 計	201,235	185,139	—	201,235
平成24年度	一般貸倒引当金	185,139	163,421	—	185,139
	個別貸倒引当金	—	—	—	—
	合 計	185,139	163,421	—	185,139

(注) その他の金額は洗替による取崩額です。

⑬ 貸出金償却等の額

該当項目はありません。

(3) 為替業務等取扱実績

①内国為替取扱実績

(単位：件、千円)

種 類	平成23年度				平成24年度			
	仕 向		被 仕 向		仕 向		被 仕 向	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
送金・振込為替	38,606	64,461,664	239,450	89,512,338	38,272	59,325,165	253,386	87,628,762
代金取立為替	14	59,845	59	23,450	8	46,085	63	45,072
雑為替	1,280	378,092	642	495,797	1,055	337,711	593	502,551
合 計	39,900	64,899,602	240,151	90,031,586	39,335	59,708,962	254,042	88,176,385

②公共債の引受額・公共債窓販実績

(単位：千円)

種 類	窓 口 販 売 実 績		引 受 実 績	
	平成23年度		平成24年度	
	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度
国 債	7,500	—	—	—

③オフ・バランス取引の状況

該当項目はありません。

(4) 有価証券に関する指標

①有価証券の種類別平均残高

(単位：千円)

種 類	平成23年度	平成24年度	増 減
国 債	19,385,992	19,263,551	△122,441
地 方 債	—	—	—
政 府 保 証 債	—	—	—
金 融 債	76,501	—	△76,501
短 期 社 債	—	—	—
株 式 債	5,710,407	5,732,506	22,099
受 益 証 券	—	—	—
投 資 証 券	—	—	—
合 計	25,172,901	24,996,057	△176,843

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載することとしていますが、平成23年度および平成24年度ともに貸付有価証券の残高はありません。

②商品有価証券の種類別平均残高

該当項目はありません。

③有価証券の残存期間別残高

(単位：千円)

年度	種 類	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	期間の定め のないもの	合 計
平成 23 年度	国 債	101,487	666,415	10,041,738	4,000,000	4,500,704	—	—	19,310,346
	地 方 債	—	—	—	—	—	—	—	—
	政 府 保 証 債	—	—	—	—	—	—	—	—
	金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
	株 式 債	501,268	500,000	3,000,000	1,203,463	—	500,000	—	5,704,731
	受 益 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—
平成 24 年度	国 債	594,767	4,110,950	8,000,000	6,500,620	—	—	—	19,206,338
	地 方 債	—	—	—	—	—	—	—	—
	政 府 保 証 債	—	—	—	—	—	—	—	—
	金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
	株 式 債	500,000	—	4,202,846	—	500,000	500,000	—	5,702,846
	受 益 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載することとしていますが、平成23年度および平成24年度ともに貸付有価証券の残高はありません。

(5) 有価証券等の時価情報等

①有価証券の時価情報等

(単位：千円)

区 分	平成23年度			平成24年度		
	取得価額 A	時 価 B	評価損益 B-A	取得価額 C	時 価 D	評価損益 D-C
売 買 目 的	—	—	—	—	—	—
満期保有目的	24,705,681	24,798,810	93,128	24,703,516	24,851,020	147,503
そ の 他 保 有	303,104	309,396	6,292	202,047	205,668	3,621
合 計	25,008,785	25,108,206	99,420	24,905,563	25,056,688	151,124

- (注) 1. 本表記載の有価証券の時価は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上しています。
 2. 取得価額は取得原価または償却原価によっています。
 3. 満期保有目的の債券については、取得価額を貸借対照表価額として計上しています。
 4. その他有価証券については、時価を貸借対照表価額として計上しています。

②金銭の信託の時価情報等

該当項目はありません。

③デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連デリバティブ取引

該当項目はありません。

2 共済事業取扱実績

(1) 長期共済新契約高・保有高

(単位：千円)

種 類	平成23年度		平成24年度	
	新 契 約 高	年度末保有高	新 契 約 高	年度末保有高
終 身 共 済	5,552,194	105,547,080	5,689,411	107,018,238
生 命 共 済	—	120,000	—	120,000
定 期 生 命 共 済	9,316,289	117,236,612	10,796,857	116,198,368
養 老 生 命 共 済	1,995,400	29,898,100	1,991,700	30,908,000
生 命 総 合 共 済	55,400	4,040,400	23,000	3,794,000
う ち こ ど も 共 済	5,500	529,500	—	511,500
医 療 共 済	—	1,012,500	—	944,400
が ん 共 済	—	90,000	—	90,000
定 期 医 療 共 済	37,750,150	419,843,195	38,941,530	423,824,938
年 金 共 済	52,679,534	648,419,288	55,450,798	652,501,444
建 物 更 生 共 済				
合 計				

(注) 1. 記載金額は保障金額（がん共済はがん死亡共済金額、医療共済・定期医療共済は死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む）、年金共済は付加された定期特約金額）です。

2. 平成5年度以前に契約された養老生命、子ども、終身、年金の各共済契約については、生命総合共済に合算して計上しています。

(2) 医療系共済の入院共済金額新契約高・保有高

(単位：千円)

種 類	平成23年度		平成24年度	
	新 契 約 高	年度末保有高	新 契 約 高	年度末保有高
医 療 共 済	2,530	7,665	2,596	9,902
が ん 共 済	55	5,295	68	5,185
定 期 医 療 共 済	19	8,517	15	8,116
合 計	2,604	21,477	2,679	23,203

(注) 記載金額は入院共済金額です。

(3) 年金共済の年金新契約高・保有高

(単位：千円)

種 類	平成23年度		平成24年度	
	新 契 約 高	年度末保有高	新 契 約 高	年度末保有高
年 金 開 始 前	484,838	3,069,352	548,335	3,226,302
年 金 開 始 後	—	3,191,016	—	3,136,891
合 計	484,838	6,260,369	548,335	6,363,194

(注) 記載金額は年金年額（利率変動型年金にあっては最低保証年金額）です。

(4) 短期共済新契約高

(単位：千円)

種 類	平成23年度		平成24年度	
	金 額	掛 金	金 額	掛 金
火 災 共 済	22,345,800	19,314	21,741,190	18,997
自 動 車 共 済	—	327,615	—	321,350
傷 害 共 済	13,410,000	945	15,860,500	933
賠 償 責 任 共 済	—	614	—	635
自 賠 責 共 済	—	46,035	—	46,814
合 計	—	394,525	—	388,731

(注) 金額は保障金額です。

3 購買事業取扱実績

(単位：千円)

種 類	平成23年度		平成24年度		
	供給高	手数料	供給高	手数料	
生 産 資 材	飼料	683	95	490	53
	肥料	103,381	11,984	106,633	12,808
	農薬	64,305	6,152	60,143	5,711
	包装資材	17,476	1,944	15,052	2,247
	温装機	6,790	781	7,012	754
	資材	170,219	5,514	180,522	5,456
	石動	623	39	364	23
	自建	406	5	8	0
	その他	83,364	6,239	89,269	6,324
	計	21,942	3,830	20,921	3,731
計	469,193	36,588	480,418	37,112	
生 活 物 資	食料品	28,331	4,131	28,207	3,715
	生鮮食品	7,170	459	6,043	385
	米	10,065	1,783	10,462	1,739
	日用品	961	86	1,508	189
	衣料費	46,245	3,806	33,135	2,049
雑貨	20,955	1,834	24,967	2,400	
計	113,730	12,101	104,324	10,479	
合計	582,924	48,690	584,742	47,591	

4 販売事業取扱実績

(単位：千円)

種 類	販 売 高		手 数 料		
	買 取	受 託	買 取	受 託	
23年度	農産物直売所等	208,708	267,887	34,927	39,955
	計	208,708	267,887	34,927	39,955
24年度	農産物直売所等	234,286	212,751	38,413	28,605
	計	234,286	212,751	38,413	28,605

5 利用事業

(単位：千円)

項 目	平成23年度	平成24年度	
収 益	水稻育苗代金	30,631	29,439
	請負代金	25,126	24,923
	計	55,758	54,363
費 用	水稻育苗費用	14,554	15,307
	請負費用	21,938	21,495
	計	36,493	36,802
利用事業利益	19,264	17,560	

6 指導事業

(単位：千円)

項 目	平成23年度	平成24年度	
収 益	指導補助金	9,357	5,200
	実費収入	10,488	10,237
	受入事務委託料	366	356
	計	20,211	15,794
費 用	営農改善費	22,381	21,294
	生活改善費	16,588	16,767
	教育情報費	56,227	52,191
	計	95,197	90,252
収支差額	△74,985	△74,457	

経営資料 IV 経営指標

1 利益率

項目	平成23年度	平成24年度	増減
総資産経常利益率	0.17%	0.18%	0.01%
資本経常利益率	4.26%	4.75%	0.49%
総資産当期純利益率	0.10%	0.12%	0.02%
資本当期純利益率	2.60%	3.26%	0.66%

(注) 1. 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$

2. 資本経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{純資産勘定平均残高}} \times 100$

2 貯貸率・貯証率

区分	平成23年度	平成24年度	増減	
貯貸率	期末	14.63%	12.88%	△1.75%
	期中平均	15.66%	13.79%	△1.87%
貯証率	期末	6.76%	6.48%	△0.28%
	期中平均	6.90%	6.62%	△0.28%

(注) 1. 貯貸率(期末) = $\frac{\text{貸出金残高}}{\text{貯金残高}} \times 100$

3. 貯証率(期末) = $\frac{\text{有価証券残高}}{\text{貯金残高}} \times 100$

2. 貯貸率(期中平均) = $\frac{\text{貸出金平均残高}}{\text{貯金平均残高}} \times 100$

4. 貯証率(期中平均) = $\frac{\text{有価証券平均残高}}{\text{貯金平均残高}} \times 100$

3 職員一人当たり指標

(単位：千円)

項目	平成23年度	平成24年度	増減	
信用事業	貯金残高	1,284,135	1,333,986	49,851
	貸出金残高	187,950	171,882	△16,068
共済事業	長期共済保有高	2,251,455	2,265,630	14,175
経済事業	購買品供給高	2,024	2,030	6
	販売品取扱高	1,654	1,552	△102

(注) 1. 平成23年度末の数値を288人で除して算出しています。
2. 平成24年度末の数値を288人で除して算出しています。

4 一店舗当たり指標

(単位：千円)

項目	平成23年度	平成24年度	増減
貯金残高	16,810,501	17,463,099	652,598
貸出金残高	2,460,446	2,250,099	△210,347
長期共済保有高	29,473,604	29,659,156	185,552

(注) 1. 平成23年度末および平成24年度末の数値を22店舗で除して算出しています。

- 農業協同組合法施行規則（平成13年農林水産省令第148号）第204条の規定に基づき、農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成19年3月23日付 金融庁・農林水産省告示第4号 バーゼルⅡ第3の柱）として開示しています。
- 「定性的な開示事項」の前年度（平成23年度）の記載については、以下（平成24年度）と同内容のため、記載を省略しています。

バーゼルⅡ（新BIS規制）とは

バーゼルⅡ（新BIS規制）とは、前身であるバーゼルⅠに対して、より高度なリスク計算手法を取り入れた金融機関の自己資本比率に関する国際的な統一基準です。スイスの国際決済銀行（BIS）に事務局を置くバーゼル銀行監督委員会により導入され、わが国でも、平成19年3月末決算からJAグループをはじめ全金融機関に対して適用されています。

バーゼルⅡでは、自己資本比率（国際統一基準8%以上、JA等国内金融機関は4%以上）の算出にあたり、分母となる信用リスク等の評価方法をより精緻化（第1の柱）するとともに、自己管理を前提とした統合的なリスク管理状況に対する監督当局の検証（第2の柱）と、適切な情報開示により利用者からのチェック機能を働かせること（第3の柱）で、各金融機関の経営健全化と金融システム全体の維持をはかることが目的とされています。

《定性的な開示事項》

1. 自己資本比率の状況等

◇自己資本比率の状況

当組合では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保につとめるとともに、不良債権処理および業務の効率化等に取り組んだ結果、平成25年3月末における自己資本比率は、17.30%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当組合の自己資本は、組合員の普通出資によっています。

- 普通出資による資本調達額 1,131百万円（前年度1,122百万円）

当組合は、「自己資本比率算出規程」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当組合が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理およびこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持をはかるとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実につとめています。

2. 信用リスクに関する事項

当組合では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に使用する格付等は次のとおりです。

- (ア) リスク・ウエイトの判定にあたり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク（Moody's）
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

（注）「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウエイトの判定にあたり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリーリスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

(注)「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には預金や貸出金・有価証券等が該当します。

3. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当組合では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出規程」に定めています。信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当組合では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、わが国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、わが国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視および管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価および管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

4. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

該当ありません。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

6. オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。

当組合では、オペレーショナル・リスクを、事務リスクとシステムリスクの二つに分けて管理しています。各リスクの管理方針等については、9ページをご覧ください。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合では、自己資本比率の算出上のオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては、「基礎的手法」を採用しています。

「基礎的手法」とは、自己資本比率算出において、オペレーショナル・リスク相当額を算出するための一手法であり、1年間の粗利益の15%の直近3年間の平均値をオペレーショナル・リスク相当額とするものです。

7. 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

「出資等」とは、主に貸借対照表上の外部出資勘定の外部出資として計上されているものをいい、当組合においては、系統および系統外出資が該当します。

系統出資先については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの評価等については、取得原価を記載し、毀損^{きそん}の状況に応じて引当金（外部出資等損失引当金）の計上や直接償却（外部出資等償却）を実施することとしています。また、評価等重要な会計方針の変更などがあれば、注記表にその旨記載することとしています。

8. 金利リスクに関する事項

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在するなかで金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当組合では、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールにつとめています。具体的な金利リスクの算定方法、管理方法は以下のとおりです。

- ・市場金利が上下に2%変動した時（ただし0%を下限）に発生する経済価値の変化額（低下額）を金利リスク量として四半期ごとに算出しています。
- ・要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0～5年の期間に均等に振り分けて（平均残存2.5年）リスク量を算定しています。
- ・金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定しています。

算出した金利リスク量は、四半期ごとにALM・リスク管理委員会および理事会に報告して承認を得ています。また、これらの情報を踏まえ、四半期ごとに運用方針を策定しています。

《定量的な開示事項》

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円)

項 目		平成23年度	平成24年度
基本的項目 (Tier1)	出(うち後配出資金)	1,122,461 (—)	1,131,541 (—)
	回 転 出 資 金	—	—
	再 評 価 積 立 金	—	—
	資 本 準 備 金	22,249	22,249
	利 益 準 備 金	2,244,922	2,263,082
	任 意 積 立 金	12,044,519	12,393,897
	次 期 繰 越 剰 余 金	448,448	560,979
	処 分 未 済 持 分	△6,160	△6,365
	そ の 他 有 価 証 券 の 評 価 差 損	—	—
	営 業 権 相 当 額	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額	—	—
	証券化取引により増加した自己資本に相当する額	—	—
計 (A)	15,876,441	16,365,384	
補完的項目 (Tier2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	—
	一 般 貸 倒 引 当 金	187,510	165,600
	負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	—	—
	負 債 性 資 本 調 達 手 段 期 限 付 劣 後 債 務	—	—
	補 完 的 項 目 不 算 入 額	—	—
計 (B)	187,510	165,600	
自 己 資 本 総 額 (C)=(A)+(B)		16,063,951	16,530,984
控 除 項 目	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	—	—
	負債性資本調達手段およびこれに準ずるもの	—	—
	期限付劣後債務およびこれに準ずるもの	—	—
	非同時決済取引に係る控除額および信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—	—
	基本的項目からの控除分を除く自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス	—	—
控 除 項 目 不 算 入 額	—	—	
計 (D)	—	—	
自 己 資 本 額 (E)=(C)-(D)		16,063,951	16,530,984
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等	資 産 (オ ン ・ バ ラ ン ス) 項 目 (F)	84,825,742	88,863,960
	オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 等 項 目 (G)	—	—
	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 (H)	6,613,755	6,646,554
	計 ((F)+(G)+(H)) (I)	91,439,497	95,510,514
基本的項目 (Tier1) 比率 = (A)/(I)×100		17.36%	17.13%
自 己 資 本 比 率 = (E)/(I)×100		17.56%	17.30%

(注) 1. 本表記載の数値等は、金融庁・農林水産省告示(農業協同組合法第11条の2の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準)に定められた算式に基づき算出したものです。

2. 当組合は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

3. 平成20年度末より平成20年金融庁・農林水産省告示第22号(上記(注1)の告示の特例)および平成24年金融庁・農林水産省告示第13号(適用期限の延長)が適用されたことに伴い、平成23年度および平成24年度ともにその他有価証券の評価損を勘案せずに基本的項目を計算していますが、当組合においては、当該告示の特例による基本的項目への影響はありません。

4. 当組合が有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

(単位：千円)

項 目	平成23年度		平成24年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット及び所要自己資本額の合計	84,825,742	3,393,029	88,863,960	3,554,558
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー				
a 我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
b 我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
c 1 地方公共団体金融機構	—	—	—	—
c 2 我が国の政府関係機関向け	120,402	4,816	120,315	4,812
d 地方三公社向け	—	—	—	—
e 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	64,705,090	2,588,203	68,346,724	2,733,868
f 法人等向け	1,504,104	60,164	1,504,075	60,163
g 中小企業等向け及び個人向け	207,246	8,289	307,507	12,300
h 抵当権付住宅ローン	176,811	7,072	141,416	5,656
i 不動産取得等事業向け	889,179	35,567	725,027	29,001
j 3ヵ月以上延滞等	176	7	—	—
k 信用保証協会等	3,333,250	133,330	3,067,848	122,713
l 共済約款貸付	—	—	—	—
m 出資等	11,344,010	453,760	12,079,755	483,190
n その他	2,545,469	101,818	2,571,288	102,851
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	6,613,755	264,550	6,646,554	265,862
ハ. 総所要自己資本額 (イ+ロ)	91,439,497	3,657,579	95,510,515	3,820,420

- (注) 1. 所要自己資本額=リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
4. 「その他」には、現金・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれています。
5. 「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、当組合では基礎的手法を採用しています。
 <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$
7. 総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

3. 信用リスクに関する事項

①信用リスクに関するエクスポージャーおよび3ヵ月以上延滞エクスポージャーの期末残高 (単位：千円)

項 目	平成23年度				平成24年度			
	信用リスク エクスポ ージャー期末 残高	うち貸出金	うち債券	3ヵ月 以上延 滞エク スポー ジャー	信用リスク エクスポ ージャー期末 残高	うち貸出金	うち債券	3ヵ月 以上延 滞エク スポー ジャー
法人	農 業	14,800	14,800	—	10,829	10,829	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	—	—	—	—	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	1,204,025	—	1,204,025	—	1,203,151	—	1,203,151
	金融・保険業	301,389,222	4,617,989	1,506,411	—	319,520,055	4,617,792	1,503,987
	卸売・小売・飲食・ サービス業	3,028,430	20,222	3,008,208	—	3,022,870	14,718	3,008,151
	日本国政府・ 地方公共団体	32,506,991	13,196,058	19,310,932	—	30,744,635	11,539,181	19,205,453
	上 記 以 外	11,344,010	—	—	—	12,079,755	—	—
個 人	36,833,921	36,356,046	—	503	33,818,488	33,387,484	—	
そ の 他	5,213,756	—	—	—	5,428,308	—	—	
業 種 別 合 計	391,535,160	54,205,117	25,029,578	503	405,828,093	49,570,007	24,920,743	
1 年 以 下	297,076,127	1,223,636	606,116	—	314,521,628	6,105,632	1,096,557	
1 年 超 3 年 以 下	9,598,438	8,433,421	1,165,016	—	7,122,566	3,014,257	4,108,308	
3 年 超 5 年 以 下	15,409,598	2,357,474	13,052,123	—	14,022,017	1,809,496	12,212,521	
5 年 超 7 年 以 下	8,126,268	2,921,468	5,204,800	—	6,255,736	1,755,564	4,500,172	
7 年 超 10 年 以 下	7,927,327	3,425,949	4,501,378	—	7,099,066	4,596,024	2,503,042	
10 年 超	31,518,427	31,018,285	500,142	—	27,973,786	27,473,643	500,142	
期限の定めのないもの	21,878,973	4,824,882	—	—	28,833,291	4,815,388	—	
残存期間別合計	391,535,160	54,205,117	25,029,578	—	405,828,093	49,570,007	24,920,743	

- (注) 1. 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
2. 「その他」には、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーが含まれています。具体的には、現金、固定資産等です。
3. 平成23年度および平成24年度における信用リスクに関するエクスポージャー全体での期末残高と期中のリスク・ポジションとの大幅な乖離はありません。

②一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額 (単位：千円)

項 目	平成23年度				平成24年度			
	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
一 般 貸 倒 引 当 金	203,768	187,510	203,768	187,510	187,510	165,600	187,510	165,600
個 別 貸 倒 引 当 金	—	3,164	—	3,164	3,164	—	3,164	—
法 人	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	—	3,164	—	3,164	3,164	—	3,164	—
合 計	203,768	190,675	203,768	190,675	190,675	165,600	190,675	165,600

③貸出金償却の額

該当項目はありません。

④標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等 (単位：千円)

項目	平成23年度			平成24年度		
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
リスク・ウェイト 0%	—	35,378,216	35,378,216	—	33,473,592	33,473,592
リスク・ウェイト 10%	—	34,536,517	34,536,517	—	31,881,627	31,881,627
リスク・ウェイト 20%	—	297,929,306	297,929,306	—	316,159,836	316,159,836
リスク・ウェイト 35%	—	505,176	505,176	—	404,046	404,046
リスク・ウェイト 50%	3,008,208	3,518	3,011,727	3,008,151	—	3,008,151
リスク・ウェイト 75%	—	276,328	276,328	—	410,010	410,010
リスク・ウェイト100%	—	19,897,888	19,897,888	—	20,490,829	20,490,829
リスク・ウェイト150%	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
自己資本控除額	—	—	—	—	—	—
合計	3,008,208	388,526,952	391,535,160	3,008,151	402,819,942	405,828,093

(注) 1. 「格付あり」とは、リスク・ウェイト算定において格付を適用しているエクスポージャー、「格付なし」とはリスク・ウェイト算定において格付を適用していないエクスポージャーのことです。なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額 (単位：千円)

項目	平成23年度		平成24年度	
	適格金融資産担保	保証	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機構	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	—	—	—	—
中小企業等向けおよび個人向け	1,400	—	1,090	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
3ヵ月以上延滞等	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	1,400	—	1,090	—

(注) 1. 「その他」は、「中小企業等向けおよび個人向け」に含まれない個人向けエクスポージャー等です。
2. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を採用しています。

5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当項目はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当項目はありません。

7. 出資等エクスポージャーに関する事項

①出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額および時価 (単位：千円)

項目	平成23年度		平成24年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場	—	—	—	—
非上場	11,344,010	11,344,010	12,079,755	12,079,755
合計	11,344,010	11,344,010	12,079,755	12,079,755

②出資等エクスポージャーの売却および償却にともなう損益の額

該当項目はありません。

③貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

該当項目はありません。

④貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当項目はありません。

8. 金利ショックに対する経済価値の増減額

(単位：千円)

項目	平成23年度	平成24年度
金利ショックに対する経済価値の増減額	△555,086	△152,517

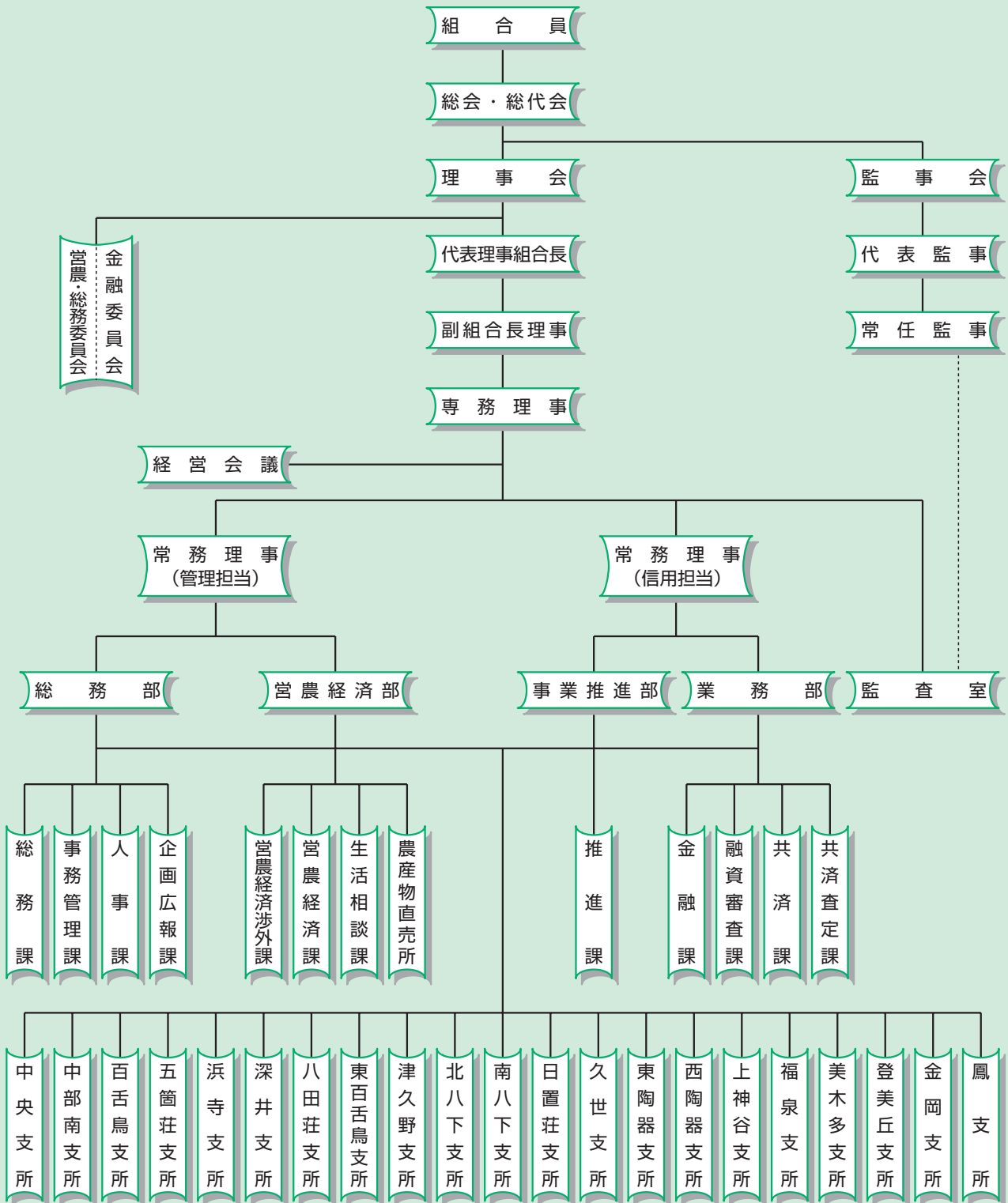
平成24年度

JAの概要



1 機 構 図

(平成25年7月1日現在)



2 役員一覧

●理事

(平成25年7月1日現在)

役職名	氏名	代表権	役職名	氏名	代表権
代表理事組合長	土山和英	有	理事	藤井紘一	無
副組合長理事	田中源二郎	無	〃	山内正信	〃
専務理事	寺下三郎	〃	〃	南山山真博	〃
常務理事(管理担当)	藤原嘉広	〃	〃	大吉畑田一之	〃
常務理事(信用担当)	細田茂次	〃	〃	中大吉田谷鍊一	〃
理事	籾本宜之	〃	〃	中大谷仲昌	〃
〃	上總茂則	〃	〃	大奥野拓	〃
〃	石田保晴	〃	〃	森弘明	〃
〃	早川功	〃	〃	橋本征吾	〃
〃	中尾清春	〃	〃	高槻清彌	〃
〃	霜野繁治	〃	〃	西野一啓	〃
〃	浅尾文男	〃	〃	西野一啓	〃
〃	中辻健司	〃	〃	鍵啓子	〃

(注) 1. 細田茂次は、農協法第30条第3項に定める信用事業を担当する専任の理事です。
2. 土山和英、寺下三郎、藤原嘉広および細田茂次は、農協法第30条第3項の常勤理事です。
(順不同)

●監事

(平成25年7月1日現在)

役職名	氏名
代表監事	西井史男
常任監事	浅井武
監事	堀内悦男
〃	井上修一
員外監事	伊藤裕幸

(注) 1. 伊藤裕幸は、農協法第30条第12項に定める員外監事です。
2. 浅井武は、農協法第30条第13項に定める常勤監事です。
(順不同)

3 組合員数

(単位：人、団体)

区分		平成23年度	平成24年度
正組合員	個人	6,035	5,919
	法人	1	1
	計	6,036	5,920
准組合員	個人	17,228	18,382
	法人	—	—
	計	17,229	18,383
合計		23,265	24,303

4 組合員組織の状況

(単位：人)

組織名	構成員数
野菜振興会	472
緑花振興会	20
果樹振興会	43
4Hクラブ	18
観光農業振興会	30
農作業受託協議会	9
酪農協議会	18
女性性研究会	2,024
資産管理研究会	781
年金友の会	2,372

(注) 組織名については7月1日現在を、構成員数については3月31日現在を基準として記載しています。

5 特定信用事業代理業者の状況

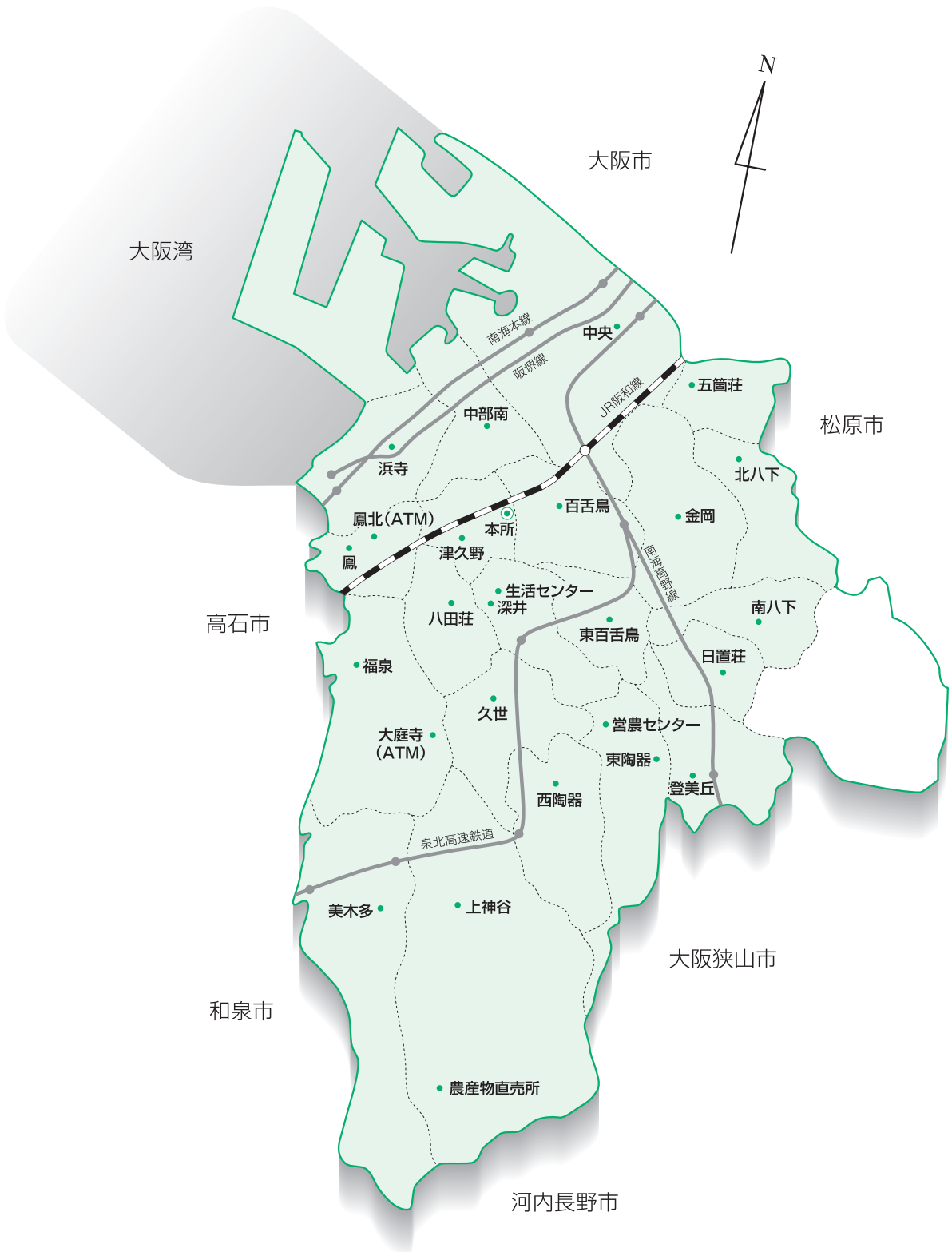
該当する項目はありません。

JAの概要

6 地区一覧

JA堺市の地区は、堺市です。ただし、堺市美原区の区域は、大饗、菩提、小寺に限ります。

●事務所および主要施設の所在地



7 店舗一覧

■事務所

(平成25年7月1日現在)

施設の名称	郵便番号	所在地	電話番号	事業内容	ATM設置台数
本所	593-8301	堺市西区上野芝町2丁1番1号	278-3333	総合・相談その他	1台
営農センター	599-8242	中区陶器北56-2	234-1900	購買・販売・利用・指導・相談	—
農産物直売所	590-0125	南区鉢ヶ峯寺2036-1	296-9926	販売	—
生活センター	599-8272	中区深井中町1455-3	270-5454	加工・指導	—
中央支所	590-0005	堺区南清水町2丁4-1	238-3107	総合	1台
中部南支所	590-0814	堺区石津町3丁4-1	241-2785	総合	1台
百舌鳥支所	591-8037	北区百舌鳥赤畑町5丁743-4	252-2528	総合	1台
五箇荘支所	591-8005	北区新堀町2丁103	252-0403	総合	1台
浜寺支所	592-8348	西区浜寺諏訪森町中3丁244-25	262-0122	総合	1台
深井支所	599-8272	中区深井中町1454-1	278-0112	総合	1台
八田荘支所	599-8267	中区八田寺町226-1	271-1541	総合	1台
東百舌鳥支所	599-8232	中区新家町253-1	237-5461	総合	1台
津久野支所	593-8322	西区津久野町2丁9-11	271-5821	総合	1台
北八下支所	591-8012	北区中村町253-6	252-0054	総合	1台
南八下支所	599-8103	東区菩提町5丁232	285-0129	総合	1台
日置荘支所	599-8114	東区日置荘西町3丁13-8	285-0023	総合	1台
久世支所	599-8251	中区平井122-2	278-0122	総合	1台
東陶器支所	599-8242	中区陶器北455-1	237-5101	総合	1台
西陶器支所	599-8246	中区田園575-7	236-5481	総合	1台
上神谷支所	590-0121	南区片蔵30	297-0521	総合	1台
福泉支所	593-8312	西区草部182-2	273-4051	総合	1台
美木多支所	590-0136	南区美木多上44-1	297-0621	総合	1台
登美丘支所	599-8126	東区大美野65-4	235-1551	総合	1台
金岡支所	591-8022	北区金岡町1088	252-0027	総合	1台
鳳支所	593-8326	西区鳳西町1丁76-2	263-6112	総合	1台
合計		25ヵ所			22台

(注) 事業内容欄の総合とは、信用・共済・購買・販売・指導事業をいいます。

■店外ATM

施設名称	所在地	ATM設置台数
大庭寺キャッシュサービスコーナー	堺市南区大庭寺106-4	1台
鳳北キャッシュサービスコーナー	西区鳳中町2丁50-2	1台
合計	2ヵ所	2台

8 沿革・あゆみ

昭和44年3月

堺市内19農協が合併し「堺市農業協同組合」発足



昭和44年3月1日、19農協の合併で堺市農業協同組合が発足した

9月

『堺市農協情報』創刊（平成5年4月『CROP』に改称）

昭和46年5月

堺市農協農業会館（本所）完成



46年5月に完成した堺市農協農業会館

昭和47年5月

旧金岡・鳳農協と合併し、一市一農協として発足

昭和49年5月

全国農協初の独自オンラインシステムの稼動

昭和51年6月

育苗センター完成（昭和56年4月「営農センター」に改称）

9月

第1回小学生夏休み児童作品コンクール開催



第1回小学生夏休み児童作品コンクール開催

昭和51年11月

第1回堺市農業祭開催・営農テレホンサービス開始（TEL 072-277-3591）



「街に緑を農業に未来を」をテーマに第1回堺市農業祭が開催された

昭和53年9月

「営農フェア」開催（現在の「JAフェア」の前身）

昭和54年3月

合併10周年記念式典挙行

昭和56年4月

外務（渉外）担当職員設置

6月

堺市農業研修センター完成

昭和57年12月

計画（予約）購買制度スタート

昭和58年5月

第1次中期経営計画策定（以後3年ごとに策定。現在第11次同計画を実践中）

昭和59年1月

営農外務員制度導入

8月

全銀内国為替制度に加盟

12月

第1次地域農業振興計画策定（以後5年ごとに策定。現在第6次同計画を実践中）

昭和60年10月

ATM全店舗に設置

昭和61年7月

堺市農協資産管理連絡協議会発足

昭和63年6月

学経理事制導入

9月

年金友の会連絡協議会発足

平成元年3月

合併20周年記念式典挙行

4月

土曜組合員相談室開設

6月

長期共済保障保有高3,000億円達成

9月

婦人会（女性会の前身）結成20周年記念大会開催

11月

ハンディ端末機導入

平成2年3月

JA堺市独自制作の農業啓発小冊子「わたしたちの農業」を堺市内全小学校の3年生児童に寄贈（現在まで毎年実践中）

4月

営農情報紙『わかば』創刊

8月

貯金残高2,000億円達成

平成3年10月

農産加工所（生活センター）開所

平成4年4月

農協C Iを導入し、愛称「JA堺市」設定



愛称を「JA堺市」に

平成5年7月

資産管理情報誌『みのり』創刊

平成7年4月

新土壌分析システム導入

平成9年1月

本所機構の改革実施（5部2室12課制）

平成10年3月

JA全中から「平成9年度優良農業協同組合表彰」受賞



JA全中「平成9年度優良農業協同組合表彰」を受ける津塩前組合長

10月

鳳南支所、大庭寺・鳳北出張所を、福泉支所、鳳支所に統合

11月

購買品配送体制の合理化（8支所を対象に試行）実施

平成11年3月

合併30周年記念式典挙行

8月

府から「特定組合」の承認を受ける（余裕金運用基準の緩和）

9月

女性会結成30周年記念式典挙行

10月

証券投資信託の取り扱い開始

平成12年4月

ALM（資産と負債の総合管理）委員会設置
農業公園 堺・緑のミュージアム『ハーベストの丘』開園。同所に地場産農産物を販売する『農産物直売所』設置

12月

コンプライアンス（法令等順守）・マニュアル制定

平成13年6月

ホームページ開設

7月

長期共済保障保有高6,000億円達成

平成14年1月

JASTEM（信用事業新電算システム）へ移行

平成15年3月

JA全中から「平成14年度特別優良農業協同組合表彰」受賞

平成16年2月

第3回JAバンク全国大会で「優績表彰」受賞
大阪エコ農産物「泉州さかい育ち」のトレーサビリティシステムをJA堺市のホームページに導入

4月

平成17年3月

「堺市農業協同組合個人情報保護方針」と「セキュリティ基本方針」を制定

平成17年4月

「個人情報保護法に関する法律」施行

8月

貯金残高3,000億円達成

10月

経済事業改革にともなう組織整備。営農部と経済部を統合し「営農経済部」を設置

11月

営農センター購買倉庫・購買店舗営業開始

平成18年4月

「ハーベストの丘農産物直売所」の指定管理者となる

平成19年5月

営農センター育苗施設をリニューアル

12月

「こども110番運動」をスタート

平成20年1月

本所総務部にコンプライアンス担当を設置

3月

新型残留農薬検査機導入

4月

全ATMの日曜・祝日稼働開始

4月

「内部統制システムに関する基本方針」制定

5月

中部南支所新事務所竣工

平成21年4月

ホームページに食農教育コーナー、農産物直売所コーナー、モバイルサイトの新設

5月

上神谷支所新事務所竣工

6月

学校給食への地場産タマネギの提供開始

6月

「利益相反管理方針」の制定

12月

「ハーベストの丘農産物直売所」新築オープン

平成22年1月

「金融円滑化にかかる基本的方針」の制定

5月

JA全共連から共済保有額純増率全国1位で特別優績表彰受賞

12月

「ハーベストの丘農産物直売所」オープン1周年イベント、愛称「またきて菜」に決定



愛称「またきて菜」に決定

平成23年3月

食農教育用DVD「私たちのまち“堺のみのり”」を制作

9月

東百舌鳥支所新事務所竣工

10月

ALM委員会を母体とした、ALM・リスク管理委員会を設置

平成24年3月

食農教育用DVD「私たちのまち“堺のみのり”」の教師教材用マニュアル本（ワークシート付）を制作



食農教育DVD「私たちのまち“堺のみのり”」と教師教材用マニュアル本

平成25年3月

関西広域連合が展開する「関西エコオフィス宣言事業所」に登録

開示項目一覧

【農業協同組合法施行規則第204条に基づく開示項目】

1. 組合の概況および組織に関する事項	
業務の運営の組織	62
理事、経営管理委員および監事の氏名および役職名	63
当該組合を所屬組合とする特定信用事業代理業者に関する事項	63
事務所の名称および所在地	65
2. 組合の主要な業務の内容	18
3. 組合の主要な業務に関する事項	
直近の事業年度における事業の概況	5
直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	42
經常収益、經常利益または經常損失、当期剰余金または当期損失金 出資金および出資口数、純資産額、総資産額、貯金等残高 貸出金残高、有価証券残高、単体自己資本比率 法第52条第2項の区分ごとの剰余金の配当の金額、職員数	
直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	
主要な業務の状況を示す指標	
①事業粗利益および事業粗利益率	43
②資金運用収支、役員取引等収支およびその他事業収支	43
③資金運用勘定および資金調達勘定の平均残高、利息、利回り および総資金利ざや	43
④受取利息および支払利息の増減	43
⑤総資産經常利益率および資本經常利益率	53
⑥総資産当期純利益率および資本当期純利益率	53
貯金に関する指標	
①流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高	44
②固定自由金利定期貯金、変動自由金利定期貯金およびその他 の区分ごとの定期貯金の残高	44
貸出金等に関する指標	
①手形貸付、証書貸付、当座貸越および割引手形の平均残高	45
②固定金利および変動金利の区分ごとの貸出金の残高	45
③担保の種類別（貯金等、有価証券、動産、不動産その他担保 物、農業信用基金協会保証その他保証および信用の区分をい う。）の貸出金残高および債務保証見返額	45
④使途別（設備資金および運用資金の区分をいう。）の貸出金残高	45
⑤業種別の貸出金残高および当該貸出金残高の貸出金の総額に 対する割合	46
⑥主要な農業関係の貸出実績	46
⑦貯貸率の期末値および期中平均値	53
有価証券に関する指標	
①有価証券の種類別の平均残高	49
②商品有価証券（商品国債、商品地方債、商品政府保証債およ び貸付商品債券の区分をいう。）の平均残高	49
③有価証券の種類別（国債、地方債、社債、株式、外国債券お よび外国株式その他の証券並びに貸付有価証券の区分をいう。） の残存期間別の残高	49
④貯証率の期末値および期中平均値	53
4. 組合の業務運営に関する事項	
地域密着型金融への取り組み	4
リスク管理の体制	9
法令順守の体制	10
金融A D R制度への対応	15

5. 組合の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

貸借対照表、損益計算書	28
剰余金処分計算書または損失金処理計算書	39
貸出金のうち下に掲げるものの額および合計額	47
破綻先債権に該当する貸出金、延滞債権に該当する貸出金、 3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金、貸出条件緩和債権 に該当する貸出金	
元本補填契約のある信託（信託財産の運用のため再信託され た信託を含む。）に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、 3ヵ月以上延滞債権および貸出条件緩和債権に該当する ものの額並びにその合計額	47
貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	48
貸出金償却の額	48
下の取得価額または契約価額、時価および評価損益	50
有価証券、金銭の信託、デリバティブ取引、 金融等デリバティブ取引、有価証券関連デリバティブ取引 自己資本の充実の状況について農林水産大臣および金融庁長官 が別に定める事項	54

【その他の開示項目（任意開示項目）】

あいさつ	1
経営理念	2
経営方針	2
経営管理体制	2
農業振興活動	2
地域貢献情報等	3
事業活動のトピックス	7
利用者保護等への取り組み	12
利益相反管理への取り組み	12
反社会的勢力への対応	13
金融円滑化への取り組み	14
内部統制システムに関する基本方針	16
系統サーフェティネット	26
キャッシュ・フロー計算書	30
部門別損益計算書	40
財務諸表の正確性等にかかる確認	41
貯金の科目別期末残高	44
貸出金の科目別期末残高	45
金融再生法開示債権の状況	47
開示債権と自己査定との相関図	48
為替業務等取扱実績	49
共済事業取扱実績	51
購買事業取扱実績	52
販売事業取扱実績	52
利用事業	52
指導事業	52
職員一人当たり指標	53
一店舗当たり指標	53
組合員数	63
組合員組織の状況	63
地区一覧	64
沿革・あゆみ	66

用語の説明

(50音順)

- 円L i b o r (ライボー)**
円のロンドン銀行間取引金利のこと、資金調達コストの基準
- 大阪エコ農産物**
農薬の使用回数、化学肥料(チッソ・リン酸)の使用量が大阪府内の標準的な使用回数・量の半以下になるよう府が基準を設定し、基準以下で栽培される農産物を大阪エコ農産物として府が認証するもの
- オペレーショナル・リスク**
職員の事務事故やシステム障害などによるリスクのことをいう。新BIS規制では、1年間の粗利益に15%を乗じて得た値の直近3年間の平均値をオペレーショナル・リスクとする。
- 価格変動リスク**
市場性リスクの1つの形態で、投資した金融資産の価格が変動することにより当初期待した収益(リターン)と異なる結果になること
- ガバナンス**
企業統治。組合の内部統制の仕組みや不正行為を防止する機能
- キャッシュ・フロー**
一定期間内に企業が出し入れした資金の額
- 金利変動リスク**
市場性リスクの1つの形態で、金利変動による債券価格が変動すること
- コンプライアンス**
法令等順守。企業が「消費者契約法」などに定められた民事ルールや行政規制などの取り締まりルールを守るだけでなく、その実効性を高めるために自主行動基準を設定し、企業内倫理を確立し、順守すること
- 資金繰りリスク**
流動性リスクの1つの形態で、資金繰りがつかなくなり、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされること
- 市場性リスク**
株式市場や債券市場などの市場に投資する際に被らなければいけないリスク
- 市場流動性リスク**
流動性リスクの1つの形態で、市場の混乱等により不利な価格での取引を余儀なくされること
- 信用リスク**
貸出債権の債務者や国債・社債等の債券発行事業体が、債務を履行できなくなるリスク
- 新B I S 規制**
2007年から導入された国際基準の自己資本比率規制
- スワップレート**
前述の円L i b o r等の代表的な変動金利と交換対象となる固定金利のこと
- 内部統制システム**
組合が健全な経営を行うため ①業務の有効性および効率性 ②財務報告の信頼性 ③法令等の順守 ④資産の保全 を目的に構築するしくみ
- ポートフォリオ**
資産を複数の金融商品に分散投資すること、またはその投資した金融商品の組み合わせ
- リスク**
損失や不都合を生む可能性を指す。総括して「危険性」
- リスク・アセット**
定められた危険率に応じて配分した金融資産
- リスクフリーレート**
誰でもリスクなしで得ることができる金利
- リスクヘッジ**
リスクを回避・低減する工夫をすること
- 流動性リスク**
現金等の流動資産の調達運用に関わるリスク
- A L M**
資産(A:アセット)と負債(L:ライアビリティ)を総合的に管理(M:マネジメント)することにより、金利変動や為替相場の変動などの市場リスクと流動性リスクを管理する手法のこと
- I C キャッシュカード**
偽造や不正な読み取りが困難なI C (半導体集積回路)を内蔵し、高い安全性を確保したカード
- T A C (タック)**
とことん(T)・会って(A)・コミュニケーション(C)をキャッチコピーに全農が定めた「地域農業の担い手に出向くJ A 担当者」の呼称で、情報の提供と意見・要望の汲み上げによる地域農業のコーディネートを主務とする



JA堺市

JA堺市 ディスクロージャー誌

発行日 平成25年7月30日
編集・発行 堺市農業協同組合
〒593-8301
堺市西区上野芝町2丁1番1号
TEL 072-278-3333
<http://www.ja-sakai.or.jp>